

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまより議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

---

午前10時 7分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの議会運営委員会は、本日、認第1号の議案に係る正誤の申し入れがありましたので、その扱いを協議したものです。

正誤として確認がされましたので、別紙のとおり配付いたします。ご確認をお願いします。

---

◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うとともに、条例内容の再整備を行うため、全部改正するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の13ページをお開き願います。

条例改正の趣旨及び概要のうち、個人情報保護条例改正の必要性でございますが、番号法は、個人番号または特定個人情報に係る地方公共団体の責務について網羅的に規定しているわけではなく、地方公共団体の条例による対応に委ねている部分も少なくありません。また、地方公共団体にとって、番号法上の個人情報の定義と個人情報保護条例上の個人情報の定義との乖離が生ずるので、乖離しないための対応が必要になります。

次に、国の個人情報保護法制の動きでございますが、下田市個人情報保護条例は平成12年7月1日に施行され、その後、大きな改正は行っておりません。その間、国の個人情報保護法制の動きといたしまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成15年5月30日に公布、平成17年4月1日に施行されており、県等におきましては、これに伴い改正を行っておるところでございます。しかし、下田市におきましては、このような国の個人情報保護法制の動きに伴う改正がなされてこなかったため、今回、番号法に起因する改正とあわせて条例内容の再整備を行うものでございます。

次に、今回の大きな改正の一つとして、罰則規定を設けております。下田市個人情報保護条例制定当時は、個人情報の取り扱いに関し、今ほど厳格な規定は設けられていなかったこともあり、下田市においては罰則規定を設けていませんでした。しかし、昨今の個人情報の取り扱いに関する社会的風潮や行政機関個人情報保護法及び情報公開個人情報保護審議会設置法の規定もあり、市職員が取り扱う個人情報の保護を徹底するためにも、今回の改正にあわせ、罰則規定を設けることといたしました。

次ページをお開きください。

図1をご覧ください。

個人情報保護法制の概念でございますが、第1に、個人情報保護法という個人情報に関する基本的な事項を定めた法律がございます。その中で、国や地方公共団体は、法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を定めることとされております。

図1の2段目の各団体の個人情報保護条例が下田市の個人情報保護条例に当たり、その下の部分が、今回、番号法の施行に伴い、加える必要のある部分となります。

番号法による特定個人情報の保護措置は、条文に書き起こして直接的に規制するものと、一般法である個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を読みかえて規制するものがあります。番号法第29条及び30条で一般法の読みかえが規定されておりますが、一般法の読みかえ規定は地方公共団体の条例には及ばないため、地方公共

団体には一般法の読みかえの趣旨を踏まえて条例の整備を行うことが番号法第31条におきまして求められており、本市におきましても、マイナンバーを含む情報の適正な取り扱いを確保するために、条例を改正するものでございます。

次に、番号法の概要でございますが、平成25年5月24日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定されました。

番号法は、行政の効率化、国民の利便性の向上と公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、住民票を有する全ての個人や法人に一つの番号を付して、いわゆるマイナンバーにより、社会保障、税、災害対策等の分野で効率的に情報を管理するものでございます。

複数の機関に存在する個人や法人の情報が同一のものの情報であることを確認するために活用されますが、同時に、マイナンバーは強力な個人識別機能を有しているため、他の個人情報よりも厳格な保護規制が講じられております。

15ページをお開きください。

名称の説明でございますが、用語の定義は図2のとおりで、番号法ではその条文ごとに規制対象が異なるため、地方公共団体の個人情報保護条例においてその定義を合わせる必要があります。今回の改正におきましては、個人情報及び保有個人情報は行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、特定個人情報、保有特定個人情報及び情報提供等記録につきましては番号法の規定に合わせて、番号法上の個人情報の定義と条例上の定義の乖離が生じないようにいたしました。

用語についてご説明申し上げます。

番号法の正式名称は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律といたします。この個人を識別するための番号というのが個人番号で、マイナンバーともいい、現在の住民票コードを変換して得られる番号のことをいいます。その個人番号と税金や社会保障などの情報を結びつけ、それらの情報を他の関係機関と連携できるようにするコンピューターシステムのことを情報提供ネットワークシステムといたします。

図を見ていただきますと理解しやすいかと思いますが、個人情報とは生存する個人の情報で、氏名、生年月日やほかの情報との照合により特定の個人を識別できるものであり、そのうち、職員が職務上作成または取得した個人情報で、市長部局や教育委員会といった実施機関が保有している個人情報を保有個人情報といたします。

また、番号法の施行に伴い規定されました特定個人情報は、個人情報の中でも個人番号を含む個人情報で、そのうち、職員が作成、また取得し、保有しているものを保有特定個人情報

報といいます。この保有特定個人情報のうち、情報提供ネットワークシステムを介して行われた情報提供や情報照会の記録を情報提供等記録とっております。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、次ページをお開きください。

右側のページが改正案となっており、参考にありますように、下線を引いた部分が番号法に伴う改正でございます。左側のページは関連する法律名等を掲載しておりまして、各条文の見出しの横に「行」と記載されているものが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に伴うもので、現条例の不足部分を国の法律や県の条例などを参考に加えたことがご理解いただけるように作成しております。

条文に入らせていただきますが、第1章は総則を規定しております。

第1条はこの条例の目的を定めたもので、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報取扱いの基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することといたしました。

第2条は基本的な用語の定義を定めたもので、第2号の個人情報につきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法とも、その定義を生存する個人に関する情報としており、番号法でも同様の規定をしておりますが、現在の下田市の条例では生存する個人という記述をしておりませんので、この部分を法律と合わせるため、今回、生存する個人についての記述を加えています。また、番号法による取扱いを明確にするため、特定個人情報と保有特定個人情報、情報提供等記録の定義を加えております。

次ページをお開きください。

第3条は本条例の適用除外を規定したもので、第4条は実施機関の責務等を定めたもので、個人情報保護のための必要な施策を講じること、職員又は職員であった者の責務を定めております。

第2章は実施機関における個人情報の取扱いを規定しておりまして、第5条では個人情報保有の制限等を規定しております。保有する条件といたしまして、権限に属する事務の遂行に必要な場合に限り、利用目的を可能な限り特定する旨を定め、利用目的の達成の範囲を超えた保有を禁じております。

次ページをお開きください。

第6条は取得の制限を規定しておりまして、第1項では個人情報の取得は適法かつ適正な方法によることを規定し、第2項では法令等に基づく場合を除き本人から取得することを規定するとともに、本人以外の者から取得できる場合を規定しております。なお、特定個人情報

報につきましては、番号法で規定しておくため、除いております。

第7条は、本人から個人情報を取得するときは、第1号から第4号の場合を除き、利用目的を明示しなければならない旨を規定しております。

次ページをお開きください。

第8条は保有個人情報の正当性を確保するための規定、第9条は漏えい、滅失、棄損の防止のための安全性を確保するための措置を規定しております。また、第2項は第1項の規定を個人情報取扱い受託業者、指定管理者への準用する旨の規定、第3項は市が2分の1以上出資している団体や助成団体への準用規定で、第10条ではこれら従事者又は従事していた者の義務を規定しております。

第11条では、第1項で保有特定個人情報を除く保有個人情報を利用目的以外に利用すること及び実施機関以外への提供を制限し、第2項におきまして利用目的以外の利用及び提供できる場合を規定しております。第3項では、個人の権利利益を保護するため、特に必要があると認める場合は、その利用を特定の部局等に限る旨の規定となっております。

第12条、第13条は、情報提供等記録を除く保有特定個人情報の利用及び提供の制限を規定したものでございます。

第14条は、保有個人情報の提供を受ける者に対する必要な措置を講ずることを求める旨の規定をしたものでございます。

次ページをお開きください。

第3章は開示、訂正、利用停止に関する規定で、第1節は開示に関する事項を規定しており、行政機関個人情報保護法とほとんど同じ規定となっております。番号法第29条、第30条では、開示、訂正と情報提供等記録を除く利用停止を請求できる者として本人の委任による代理人を加えておりますので、法定代理人の規定の中で、保有特定個人情報におきましては本人の委任による代理人も可とする旨の規定を加えております。

第15条では開示請求権、第16条では開示請求の手続を規定し、第17条では、開示請求があったときには、不開示情報を除き、開示義務がある旨の規定をするとともに、同条第1号から第7号におきまして不開示情報について規定しております。

30ページ、31ページをお開きください。

第18条の部分開示から第21条の開示請求に対する措置につきましても、行政機関個人情報保護法に沿った規定となっております。

次ページをお開きください。

第22条の開示決定等の期限でございますが、行政機関個人情報保護法では30日以内とされておりますが、本条例ではこれまでどおり15日以内としております。なお、延長期間につきましては、行政機関個人情報保護法と同じ30日以内と規定しております。

第23条におきましては、開示決定の期限の特例を規定したものでございます。

第24条の事案の移送でございますが、事案移送とは、実施機関以外から請求に係る個人情報が提供された場合や実施機関以外に提供する場合のことをいい、番号法第30条では情報提供等記録に対する開示、訂正の請求については事案移送することを禁止しておりますので、情報提供等記録を除いております。

次ページをお開きください。

第25条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を付与するとともに、反対の意見を提出した場合の取扱いを規定したものでございます。

第26条は開示の具体的な方法を定めたもの、第27条は費用負担を規定したもので、手数料は無料とし、実費を負担する旨の規定をしたものでございます。

次ページをお開きください。

第2節は訂正に関する事項を規定しており、行政機関個人情報保護法とほとんど同じ規定となっております。

第28条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができる旨を規定しており、第29条は訂正請求の手續、第30条は訂正義務、第31条は訂正請求者に対する実施機関の応答義務及び応答手法を規定したものでございます。

次ページをお開きください。

第32条は訂正決定までの期限を定めたもの、第33条は訂正決定等の期限の特例を定めたもの、第34条は、他の実施機関で訂正決定等をするときに、正当な理由があるときには、当該実施機関と協議の上、事案を移送することができる旨を定めたものでございます。

第35条及び36条は訂正時に個人情報の提供先への通知を定めたもので、番号法第30条では情報提供等記録を訂正した場合は総務大臣と情報照会者、情報提供者に通知することと規定されておりますので、第35条の保有個人情報の提供先への通知から情報提供等記録を除き、第36条に新たに規定を設けたものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。

第3節は、利用停止についての規定となります。番号法29条で情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止等の請求をすることができる理由について規定されておりますので、第37条の保有個人情報の利用停止請求権から保有特定個人情報を除き、第38条で新たに保有特定個人情報の利用停止請求権に関する規定を設けております。

第37条は利用停止請求権を定めており、本条例における保有個人情報の取扱いに関する規律の実効性を担保するため、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、この条例に違反して取り扱われていると思料するときには、その利用停止を請求することができることとしたものでございます。

第38条は、国の行政機関と同様、実施機関に対し、情報提供等記録以外の保有特定個人情報についての利用停止、消去又は提供の停止を請求する権利を保障することとしたものでございます。

第39条は、保有個人情報の利用停止請求の手続を定めるとともに、利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたもの、第40条は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない旨を定めたものでございます。

第41条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を定めたものでございます。

次ページをお開きください。

第42条は利用停止請求に対する実施機関の応答の期限について定めたもの、第43条は利用停止決定等に特に長時間を要すると認める場合における利用停止決定等の期限の特例を設けたものでございます。

第4節は不服申立てに関する事項を規定しており、行政機関個人情報保護法とほとんど同様の規定となっております。

第44条は、実施機関が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、本条各号に該当する場合を除き、下田市個人情報保護審査会に諮問し、審査会の審議を経て当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならないことを定めたものでございます。

次ページをお開き願います。

第45条は、審査会への諮問をした実施機関、いわゆる諮問庁は、諮問をした旨を関係者に通知しなければならないことを定めたもの、第46条は第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続を定めたものでございます。

第5節は他制度との調整について定めたもので、第47条は、法令等の規定により、自己の保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する手続を定められている場合には、当該法令等を優先して適用する旨を定めたものでございます。

次ページをお開きください。

第4章は下田市個人情報保護審査会について定めたもので、第48条は、本条例第44条に規定する諮問に応じて調査、審議し、また個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べるため、市長の附属機関として下田市個人情報保護審査会を設置することを定めるとともに、委員の人数、委員の任期、委員の守秘義務について定めたものでございます。

第49条は審査会が審議のために必要な調査を行うことができることを定めたもの、第50条は、公正で、より慎重な審議を行うため、審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、口頭による意見陳述の機会を与えなければならないこと。また、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭できることを定めたものでございます。

次ページをお開きください。

第51条は不服申立人等は審査会に意見書及び資料の提出ができることを定めたもの、第52条は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の当否を審議する審査会の性格上、不服申立てに係る審査会の会議、その他の調査、審議に係る手続及び公文書については公開しないものとするを定めたものでございます。

第53条は、審査会が答申した旨及びその内容が不服申立人及び参加人に確実に伝達されるようにするとともに、審査会の説明責任の観点から答申の内容の公表を義務づけることを定めたもの、第54条は、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項の規則への委任を定めたものでございます。

第5章でございますが、雑則を定めており、第55条は、市民等から実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情が寄せられた場合、これらの苦情については、利用停止請求等の手段によるよりも、むしろ簡便な苦情処理の中で解決を図ることが適当なものも多いと考えられることから、実施機関においてその適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものでございます。

第56条は、市長が実施機関に対し、この条例の施行の状況の報告を求めることができるこ

ととし、これらを取りまとめ、公表しなければならないことを定めたもの、第57条は、この条例の施行に際して必要な事項は規則で定めることとしたものでございます。

次ページをお開きください。

第6章は、罰則について定めたものでございます。

個人情報の漏えいは、個人の権利利益の侵害の危険性を一層増大させるのみならず、実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する市民の信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な市政の遂行に重大な支障を及ぼすことになりかねません。

このため、第58条は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した職員等に対し、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を定めたものでございます。

第59条は、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した職員等に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を定めたものでございます。

第60条は、職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を定めたものでございます。

第61条は、第58条から第60条までの罪について、本市の区域外で犯した者についても適用することを定めたもの、第62条は、条例第48条第6項に定める守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたものでございます。

第63条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対する過料を科すことを定めたものでございます。

54ページから56ページには下田市個人情報保護審査会の答申書を掲載してございます。審査会の意見といたしまして、大きくは2点の意見をいただいております、1点目は開示決定等の期限についての意見、2点目は罰則規定を設けることについての意見でございます。審議会の結論といたしましては、改正案は妥当であるところのご意見をいただいております。

議案件名簿の30ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして、この条例は、平成27年10月5日から施行するもの。これは番号法の施行日と合わせてございます。ただし、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するという

ものでございまして、こちらはまだ期日が定められておりません。

第2項から第4項までは経過措置を定めておりまして、第2項は、この条例の施行の際、現にされている改正前の下田市個人情報保護条例第12条第1項の規定による個人情報の開示の請求は、新条例第15条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求とみなすというものでございます。

31ページをお開きください。

第3項は、この条例の施行の際に、現にされている旧条例第20条に規定する行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例第44条に規定する同法による不服申立てとみなすというものでございます。

第4項は、前2項に規定するもののほか、新条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなすというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

ありませんか。

13番。

○13番（沢登英信君） 条例関係の説明資料のほうで聞きたいと思っておりますけれども、27ページの開示請求の手続ということで、本人と代理人の開示請求をとということになっておりますが、今までの事務の経験から、マイナンバー法が施行されますと、開示請求はどんな形で何件ぐらい想定されるのかと、これに伴う事務は現在どのように想定ができるのかを聞かせていただきたいと思っております。

それから、33ページの開示決定の期限であります、15日以内、2週間以内に開示をするのが原則であると。しかし、その他の理由があれば30日以内に延期することができると、こういう規定になっておりますが、開示請求をした人にとれば、なるだけ早く開示してほしい、こういうことになろうかと思っておりますが、どういうわけでこの倍の30日に延期するということが決定をしたのか、そこら辺の事情をお尋ねしたい。前回の規定そのものがそうなっているからということなのかもしれませんけれども、そこら辺の部分はということかということ

であります。

それから、41ページの保有特定個人情報の利用停止の請求権ということでございますが、これは具体的にはどういうことが想定されるのかという点をお尋ねしたいと。そして、特定個人情報の請求の停止がなされた場合に、なした人については、どのようなサービスがされなくなるのか。実態的な請求した人に不利益といいますか、そういうものが実情に出てこないような形になるのかと。ケースとしては、どういう場合に利用停止が出されるというぐあいな想定をしているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、51ページの調査、審査の手續等の非公開ということで、これらの52条でありますけれども、44条の規定による諮問ですか、特に審査会に係る手續、公文書は公開をしないということであっては、この審議の内容や決定について要求した人がわかりにくいという部分があるかと思いますが、前回におきましても、マイナンバー法でなくても、公開はしないという形になってはおりますけれども、ここはどういうことなのか再度お尋ねをしたいと思います。

さらに、56条の、市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめた場合には、概要を報告するという形になっておりますが、どんな形でどのような報告がされることになるのか、ちょっとイメージが湧かないものですから、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず、1点目の事務処理ですけれども、事務処理としては、これまでと同じような処理になると考えています。請求が来て、こちらのほうで公開できるかどうかということを所管課のほうとの協議をしまして、できる場合には決裁をとって全部公開、一部公開とかという手續は、その辺のことは今までとは変わらないというふうに思っております。

それと、33ページの期限の15日と延長の30日というところですが、延長の30日という想定は、これは例えば情報公開の量が、分量が非常に多くて、例えば、とても一般の事務に、通常の事務に支障を来すとか、そういった場合には延長できるというふうに想定しています。ですから、通常のものであれば、分量が通常に何ページとかというようなことであればいいんですけれども、かなり膨大な量が出た場合には期間を延長することができるという規定は、これは国の行政機関個人情報保護法のほうにもありますので、そこは同じ日数としてあります。

それで、この関係につきましては、答申書の15日の関係ですけれども、15日の関係は、資料の55ページのほうで、審議会から意見がありましたのは、行政機関個人情報保護法ではここも30日以内というふうな形で設けてありまして、ほかのところも30日というところが多いんですけれども、下田はこれまでここを15日としておりました。この審議会からは、条例案では15日以内と規定しているけれども、運用上支障が生ずることがあれば、国に倣って30日以内とするという選択肢もあるのではないかというようなことがあったんですが、事務局としては、これまでも15日ということではほとんど処理してきましたよと。それと、先ほどの、どうしても処理できない、分量が多くてとか、探さなければならないというようなことである場合には期間の延長、30日もありますので、これは下田の場合には15日という短い期間に設定したという経過がございます。

3点目の利用停止の関係ですけれども、利用停止は、本人が、例えば自分の情報が不正に使われているとか、そういうふうなことに基づいて利用の停止を求めてくるということですので、これに基づいて市民等について、この利用停止ということから、サービスの低下を招くというようなことはないと想定はしております。

それと、52条の公開のところですけれども、これは沢登議員がおっしゃったように、これまでも公開はしていないということで、この調査、審議の手の非公開は、あくまでも審査会が行う調査、審議の手続ですとか、そこに出てくる公文書的なものは公開しませんよと。ただ、公開とは若干違うんですが、必ず答申書は出てきますので、公開についてどうなのかということの答申書は出てきますので、第53条において、審査会は、諮問に対する答申をしたときには、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとするので、その答申については、結果については公表されると。ただ、その審議過程ですね、いろんな話がありますので、その辺については逆に、個人に対するあれを守るために、その審議に係る手続と、そこに出てくる公文書は公開しないと。ただし、その結果については公表するというような形になっております。

最後の56条ですよね、56条で、市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとありますけれども、現在も主要な施策の成果のほうに件数等は出しておりますので、件数とか、どういう案件なのかと、簡単なですね、それについては出しておりますので、この辺の公表についても、そういった主要な施策の成果でも公表できますし、件数等は今、ホームページ上でもその件数等は公開していますので、それらはこれまでと同じような公表の方法になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。

もう1点だけ。これを定める大きなポイントであります罰則規定を設けることがこの規定の新たな、主要な柱になっているという、こういうことでございますけれども、この規定の趣旨と金額について、もう少し詳しくご説明をいただけたらと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 金額は、今、罰則を設けるときには、検察庁への協議をします。というのは、同じような罰則であって、下田市と例えば伊東とかほかの市町が余りにも違ふと。これはもう国の規定とかにある程度基づいているような内容になりますので、現在、検察庁へ罰則の、罰金については協議をしております、うちのほうも協議をしたところ、一部修正されたのもありますけれども、その検察庁の意見を尊重したような結果となっております。

その件もやはり審議会の中で話題となりまして、資料のほうの55ページですか、審議委員さんにも罰則規定がございますので、審議委員さんのほうも含めて、罰則規定についてはこちらからお諮りしています。

審議会のところでうちのほうが一応出したものと、うちよりももう少し早く検察庁と協議しているところが結果をもらったものを見ますと、下田と同じような金額で出したところ、指摘があったというようなことがありましたので、審議会の中でもそういったようなことで罰則が変わる場合がありますけれどもというようなご相談をしたところ、56ページにありますように、罰則規定に関しては、変更等が出た場合には検察庁の意見を尊重すべきと判断したというようなご意見をもらっております。

ただ、うちのほうがこの条例を作成しているときにいろいろ調査した中の罰則の金額は、県内の各市町、それぞればらばらな状況でしたけれども、どこも10月5日までにはこの個人情報保護条例を改正していると思いますので、ある程度統一されてくるのではないかと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） ちょっと理解が不十分なものですからお尋ねしたいんですが、この罰則の規定のところは、実施機関の職員又はですから、取り扱う職員に対する罰則であって、

職員を通じて知り得た相手側とか不正に知り得た人についての罰則というのはどういうぐあいになっているのかという点をお尋ねしたい。法律のほうで定められているんだらうと思うんですけども、その部分はどうかという点と、61条の、前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用すると、この規定がございますが、条例はご案内のように下田市の法律でありますので、区域外ということは想定をしていないというぐあいに思うんですけども、ここの規定は具体的にはどういうことを言われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 職員以外のところもこの条例の中ではうたっております、まず53ページをお開きいただいていいですかね。53ページのほうの第58条につきましては、これは実施機関の職員若しくは職員であった者と、または第9条第2項の業務に従事している者というような形で、第9条の第2項ですけども、こちらの9条の第2項は、要するに実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務ですから、下田でいけば、日立さんですとか、そういうような形ですね。その場合には、それと指定管理者ですね、9条の第2項は、そこで指定管理者も、ここでそれらの形が入っています。

あと、59条のほうは、これはちょっと、前条に規定するものですから、同等となっております。

あと、第60条も、これは職員だけですね。

62条のほうで、第48条第6項の規定に違反して秘密を漏らしたというものは、これは48条のほうで、要するに個人情報保護審査会の委員さんは守秘義務がありますので、その人が漏らした場合には、第62条のほうの罰金刑になるということです。

それと、第61条は、今、何というんですか、サイバー攻撃とかそういうので、市外からも下田市の中に入ってできるというような形もあると思いますけれども、それは別途、セキュリティのほうで対応するんですけども、そのような形で、実施機関の職員とかそういった者が、要するに下田市の外からもできるというようなことがありますので、この規定を設けているということです。

この61条については、通常であれば、今、沢登議員がおっしゃるように、地方公共団体の区域内に限られるというのが原則だとは思いますが、個人情報の不正な取り扱いにより発生する被害の程度は、その行為、場所によって何ら変わるものではなく、各罰則規定についても、その実効性を確保する必要があるということで、本市の区域外から罪を犯した場

合にも処罰するというような規定を入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） マイナンバー制度についてちょっとお尋ねしますが、この10月からそれぞれの人たちのマイナンバーが通知されますよと。来年の1月からは個人番号カードが交付されて、それに基づいてマイナンバー制度が実質的に使われるような形で動いていくというようなことだと思うんですが、それらに向けての市の準備作業というのは順調にいきますかというのが1点と、もう1点、9月13日付の静岡新聞なんかでも大きく記事として取り上げられているんですが、自治体の60%が安全策に不安を持っているというふうなところで、セキュリティーの問題が非常に不安を持っていると。新聞によると、静岡県では、35市町のうち31市町がアンケートに回答した。セキュリティー対策の進みぐあいをやや不安があるとした自治体は19で、大いに不安も1自治体あった。問題ないは7自治体、その他は4自治体だった。この中で下田市はどこに入っているのか。下田市の状況、セキュリティー対策は、下田市はこのアンケートに対してどういうふうに答えたのかというふうなこともお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 答えられますか。趣旨が違うような気がするんだけど。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） すみません。番号法の関係ということですので、細かいデータ関係はちょっとわからないところもありますけれども、まず1点目につきましては、マイナンバーが10月から、1月からは個人番号カードが使われるようになるという中で、対応状況についてということでございます。現在、やはり電算システム等については、新しいマイナンバーの適用がされた以降、その番号管理等について電算システム等で対応しなければならぬということについて、今、電算システム等の改修を行っているところでございます。

2点目についての安全対策ということでございます。これにつきましては、非常にどこの自治体も心配な部分があるという話で聞いております。実際うちのほうが、先ほど申しました、どこの分野での回答になったかというのは、ちょっとすみません、承知してはおりませんが、その安全対策につきましては、番号法の中でもかなり厳しい罰則をまず設けているという部分が1つと、もう一つにつきましては、電算管理上、情報系のシステムと基幹

系のシステムを分ける形の中で、サイバー攻撃、標的攻撃というのは、やはりインターネットを通じて情報を盗み出すというようなことがかなり年金関係でもありましたので、そういうことに対する職員の意識の高揚、その辺についての研修、また標的攻撃に対する部分の対応につきましては、今回、9月補正の中でも予算計上してありますけれども、そういった訓練的なものを行った中で、状況がどうなのかというのを職員向けに標的のシミュレーションをしてみるという中で、実態の経験の中で対応をしてもらうような形で、レベルを若干上げてもらうというようなことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） アンケートに対してどのように回答したのかがわからないというふうにおっしゃっていましたが、そこら辺のところはどういうことなのか。この新聞によるだけですが、これは共同通信が全国の自治体にアンケートを行ったというふうなことらしいんですが、静岡県でも35市町のうちの31市町がアンケートに回答したというふうに書いてあるんですが、それについて下田市がどういうふうに回答したのかわからないということはどうということなのか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 今の関係につきましては、うちのほうも回答しているとは思いますが、それについては、その資料が今、手持ちにはございませんので、確認したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） いいですか。

ほかにありませんか。

10番。

○10番（土屋 忍君） ちょっと確認になると思います。先ほども出ました第6章、罰則のところなんですけれども、58、59、60条とあるわけですけれども、例えば60条のところに、文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、収集するには、趣味で収集する人はいないわけで、やはりどうしてもその上の59条に絡むということが多いと思うんですけれども、59条と60条があって、それが全部含まれて、58条の個人情報ファイルを、全部又は一部を複製したり、加工したりして提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金というふうになっているわけですけれども、この3つが細かく分かれているというのはどういうような

意味というか、具体的なものも含めてちょっと説明をわかりやすくお願いしたいんですけども。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず、第58条は、これは個人情報ファイルです。要は、個人情報ファイルのことがその次に括弧書きで書いてありますので、読ませていただきますけれども、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものをいうということで、要はデータです。要するに、データとして漏らすということについては、拡散性が高いということで、国のほうについても、この個人情報ファイルについては重い規定となっています。これは要するに紙ではなくて、これはあくまでも電子計算機を用いてできる、そういったもの場合は重たいと。それを複製して渡したりとかということですね。

第59条については、知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供というのは、これは紙ベースだと思ってください。紙ベースのほうが軽いということです。

市の事務局のほうでは、これは議論がありまして、国はこのように規定しているんですけども、紙でも、要するに個人情報ファイルという電磁的な記録でも同じではないかと、同じにしたほうがいいのではないかと議論がありましたけれども、やはり他のところとか国のほうの罰則等も調べていくと、やはりこの個人情報ファイルという、要するに電子計算機のデータというものは重たく捉えておりましたので、ここは国のほうと合わせたというような経過があります。

それと、59条と60条の違いですけども、これは微妙に違っていて、59条は、前条に規定する者というのは、実施機関の職員若しくは職員であった者、あと第9条第2項というのは、先ほどのそういった委託しているところですか、あと指定管理者ですね、それらも入りまして、59条もそこまで入っています。

60条については、実施機関の職員がその職権を濫用してというような規定となっております。業務に関して知り得た情報というのは59条にありますけれども、60条では、その職務の用に供する以外の目的で個人の秘密事項が記録された文書または図画を、それらを収集したときと。漏らすこと、また出していないよと。ただ、目的もないのに集めること自体もここで罰則を設けているというふうに理解してください。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議題51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の32ページをお開きください。

下田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号マイナンバーの関係でございますが、その施行に伴い所要の改正を定めるためのものでございます。

初めに、住民票を有する全ての個人に対して新たに12桁の個人番号を付番し、社会保障・税関係などの各種行政手続に利用されることになりました。平成27年10月から個人番号の通知カードの交付が始まり、翌年平成28年1月からは申請により個人番号カードの交付が始まります。今回の改正では、個人番号の通知カード及び個人番号カードの初回は、交付手数料は国庫補助の対象となるため無料で交付されますが、再交付につきましては、やむを得ないと認められる場合を除き国庫補助の対象とはならないため、再交付の場合、再交付手数料を定め負担していただくものでございます。

また、個人番号カードの交付が開始されることにより、住民基本台帳カードの交付は終了となります。住民基本台帳カードに係る交付、再交付は平成28年1月1日付で廃止となります。

条例改正関係等説明資料57ページ、58ページをお開きください。

左のページが改正前、右のページが改正後となり、見にくいですがアンダーラインの部分が改正する部分でございます。

下田市手数料条例の一部改正、第1条でございますが、別表第1中、区分の住民基本台帳で手数料を徴収する事項に個人番号の通知カードの再交付を加え、手数料の金額に1件につき500円を加えるものでございます。

条例改正関係等説明資料59ページ、60ページをお開きください。

下田市手数料条例の一部改正、第2条でございますが、別表第1中「住民基本台帳カードの交付または更新もしくは再交付1件につき500円」を「個人番号カードの再交付1件800円」に改めるものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の33ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

参考として条例改正関係等説明資料61ページ、62ページに下田市公共料金審議会長から答申書の写しを添付してございますので、ご確認していただきたいと思っております。

なお、この手数料条例とは別に、地方公共団体情報システムが定め、機構からの委託に基づき市町村が徴収することになる個人番号カード再交付手数料のほかに、電子証明書の再交付手数料200円が別途かかることとなります。最終的には、個人番号カードの再交付に関しましては、下田市手数料条例による再交付手数料800円と地方公共団体システム機構が定めた電子証明書の再交付手数料200円が必要となり、合計1,000円を徴収することとなります。

以上、大変雑駁ではございますが、議第51号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（土屋 忍君） 個人番号の通知カードというのは、この10月から出すやつだと思っておりますけれども、これは全員にこの番号がつくわけで、これは将来的にもこの番号というの

はずっと将来的にも使われる番号だと思うんですけども、その後ろの個人番号カードというのは、これは聞いた話だとカードをつくらなくてもつくってもいいというふうに聞いているんですけども、その再交付ですよ、これは。ですから、皆さんのところにこの10月に番号の通知が行くわけですけども、それをもしなくしたり、その番号がわからなくなったときに、どうしても将来的に必要なときに、その番号をもう一回聞きたいときにこの500円が要るんですよということでもいいのかということと、先ほど200円で合計1,000円と言っていましたけれども、どこに200円と書いてあるのかちょっとわからないんですけども、その件、2点を聞きたいんです。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 通知書カードにつきましては、10月5日から、実際には14日ごろをめどに各世帯に、下田市に住民票を有する方に通知が届きます。その通知書カードのところに、下の通知書カードと一緒に、今度は個人カード番号の申請書もついております。その1月から今度は申請になるわけなんですけれども、その間は通知書カードを保有することになります。そして、希望者の方が個人番号カードを申請するわけですけども、そのときには通知書カードは返していただきます。ただ、番号を申請されない方は、その通知書カードを保管していただくということになるかと思えます。そして、本人の瑕疵によるというんですか、不注意による部分でその通知書カード等をなくした場合には、再交付手数料として500円を徴収するということになります。

もう一つ、電子証明の200円につきましては、この手数料条例とは別に定めるものでございます。これは先ほど簡単にご説明を申し上げましたが、地方公共団体情報システムが定め、その部分において200円を徴収するということになりますから、この手数料条例とは別の問題となります。ただ、その再交付を個人番号カードを再交付するときには、その個人番号カードの中に電子証明というのが何か組み込まれているらしいんです、細かいところまでは私もわかりませんが。その部分が200円に相当する部分ということで、合計で1,000円と。ただ、手数料条例の部分については、再交付について800円を徴収させていただきますよということでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（土屋 忍君） 一番市民に影響してくるのが、その個人番号の通知カードを再交付しなきゃならない時点で、この500円を払って再交付しなきゃならないことだと思うんです。その個人番号の通知カードというのは必ず個人が持ってなきゃならない、番号がわからなく

なっちゃ困るでしょうから、持っていなきゃならないと思うんですよ。その辺で例えば再交付に、それを年配の方というか、よくあれしない方がなくしちゃったというときに、将来的に例えば年金だとか、健康保険だとか、そういうものに番号がどうしてもこういうカード番号が必要なときに、うっかりなくしたりしていたり、重要だと思わないで捨てたりしたときに必ずこの500円が絡んじゃうのかどうなのかと、その辺どうなんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） この通知カードは、個人コード番号を申請するためのときに10月にまず全員に交付されると。そして、国のほうでは個人番号カードに大体3年ぐらいで8割ぐらいの方が申請するのではないかと推測されているわけなんですけれども、下田市において実際問題としてどのぐらいになるかということはありません、はっきり申し上げまして。そして、実際に下田市に住民票を有する方ということになりますと、生を受けてゼロ歳児から高齢者の方まで全員に行くということになります。そうすると例えばそういう小さいお子さんとか高齢者の、かなり高齢者の方たちにどのぐらい必要なのかなということになりますと、ちょっと私のほうも断定はできませんけれども、個人通知書カードが行くと。それについて、常時その方たちが使う頻度は若干少ないのかなと思いますけれども、いずれそういう個人番号カードを申請するときに、その申請書も一緒に持っていってもらわなきゃならないと、一応大切に保管をしていただきたいと。ただ、そういうなくしたよということを出が合ったときに、再交付をするということになるかと思えますけれども、実際問題として一番大きな部分は、個人番号カードのほうになるかと思えます。ですから、個人番号カードを所有されない方については、その個人カードを、ただ、この個人カードでは、これで全て税の関係とかそういう部分が網羅されるわけじゃございません。当然個人番号カードが全て物を言うということですから、今回交付するときに、その個人番号カードを申請する一つの手前として、あなたにはこういう番号がつかますよというもののお知らせですから、これは個人情報に該当するものですから大切に、例えば個人番号カードを申請しなくても、その個人カードは大切に保管をしていただきたいと思っております。

それによろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（土屋 忍君） 大体わかりますけれども、問題は、例えばひとり暮らしで寝てますよという人のところにその通知が行っても、その重要性が理解できないという人はたくさんいると思うんですけれども、その人がカードを再交付するたびに500円というのはきつい

話かなと思うんですけども、それを本当に大事だから、なくしたときには500円また払わなきゃならないですよみたいな注意喚起みたいなものはするのかしないのか、その辺どうなんでしょうか。ただ、送られてくるだけ、よく内容も把握していない、わかっていない年配の方というのは結構いると思うんですけども、その辺どうですか。わかりやすく説明をするのかどうなのか、文書と一緒に送るわけでしょうけれども、その辺は考えておりますか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） まず、最初、マイナンバーに関する送付物というのがございます。その中身は、宛名台紙と説明パンフレットがございます。通知カードとその個人番号カードの交付申請書兼電子証明書の発行申請書というものが入ってございます。もう一つは、個人番号カードの申請書の返信用封筒ということになります。その中で説明用パンフレットの中にそういう注意書き等があると思いますし、また、うちのほうからもこういう場合こうなりますよという部分については、市民の方々に周知をしていきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 確認の質問をさせてもらいたいんですが、まず通知カードが10月に送られますよと、この通知カードを再交付をする場合には500円ですよと。28年1月1日からはじゃない、個人カードはあれですよ、28年1月1日から個人カードが出てくるのか、27年中にその通知カードが来たときに、27年中は通知カードだけで対応されるよと、28年1月1日からは個人カードが出ますよと。個人カードが出るときには住民基本台帳カードはなくなりますよ。それでいいのかが1点と、それから、特に個人カードを必要としないよということで通知カードを28年1月1日以降もずっとそのまま持っていたと、例えば平成30年に個人カードが必要だよといったら、個人カードのときは、それは再交付ではないんで、そのまま無料で個人カードをもらえる、個人番号カードをもらえると、平成30年、31年になっても、そういう理解でいいのかなどか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、伊藤議員のほうの質問に答えさせていただきます。

通知書カードにつきましては、ちまたでは10月5日ということで実際には14日ごろに郵送されるだろうと、その部分につきましては個人、そのときにその通知に基づいてその申請をする方は、希望する方が必要書類に必要事項を記入しまして返送をしていただくと。そして、機構のほうから今度は1月に入りまして、市民課、うちのほうの市民系のほうにそういう書

類等が来まして、うちのほうから、機構から来ましたよという通知を出すようになります。そして、そこで必要な、申請された方が1月4日以降に窓口のほうに来て、個人番号カードを受けようになると。そのとき必要事項として、そういう暗証番号等を入力していただいて交付となります。ですから、個人番号カードにつきましては、1月4日以降でないと発行されませんから、今回の条例改正についての800円プラス200円の部分については、それ以降ですね、交付をされてから、そのご本人がなくなった場合に発生するものでございます。

もう一つは、その個人番号カード等がスタートすることによって、従来、住民基本台帳カードというものを発行しておりましたが、その交付、再交付はいたしませんよと。ただし、以前にもらっていた方は、その住民基本台帳カードとしての効力というんですか、使うことは差し支えないということになっております。そして、個人番号カードにつきましては、その500円については個人情報、番号が付番されておりますもので、それについては大切に保管していただいて、その30年、例えば3年後ですね、3年後に申請するときには、その申請書と一緒にくっついているわけなんです。ですから、それに基づいて申請していただければ別に問題はないかと思えます。

ですから、10月14日に来ますよね。そうしますと、申請したい人はその申請書に基づいて申請すると、申請しない方はそのままの状態になっております。ですから、例えばそれが2年後、3年後に必要となったときには、その部分の申請書で申請していただければ大丈夫だと思います。

例えば3年後、5年後にその通知カードをなくした、つまり申請書もなくしたという方になると思えます。そのときには12桁の番号がございますもので、それについては再交付として申請をしていただいて手数料として500円を徴収するようになると思います。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） ちょっとおかしいと思うんだけど、思ったのは、まず個人通知カードが来たよと、その番号が入っていますよと。それと同時に個人番号カードの申請書が来ますよと、それ特に必要ないからって持っている何なりしていますよと。28年度以降、個人カードが欲しいよと。だけれども、その申請、個人通知カードは持っているかもしれないけれども、申請書まで持っている人って少ないと思うんだよね、通常考えて。だから、申請書はなくしちゃったけれども、通知カードだけ持っているよと、窓口に行けば申請書があつて、それで申請書を出せなきゃおかしいと思うんだよね、普通の事務処理のありようとして、申請書なんていうのは。だから、申請書は、ほかは知らないけれども、やっぱり窓口で用意し

ておくべきだと思います。カードの再発行はあり得てもね。

それから、その通知カードが来て30年とか31年に番号のときは、個人番号カードの再交付じゃないんだよね。それ再交付だとしたら28年、27年12月31日で個人カードが失効して無効になっていて、もうだめですよというんなら再発行でもいいけれども、つまり個人通知カードを持っている人が、申請用紙をなくして平成30年に個人番号カードを初めてくださいよと来たよと、あんた申請書をなくしたから再発行だって、そんな理屈は普通はないと思うんだよね。それから、通知カードを持っているけど番号カードは初めてもらうんだから、それが28年過ぎたら再発行だというのもおかしい話だと思うんだよね。通知カードを持っていれば、例えば3年後だって5年後だって初めて申請するんだよね、個人番号カードをね。そこは無料でないとおかしいと思うんだけど、どうなんですか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 私の説明がちょっと足りなかったかもしれませんが、通知書カードがあって申請書がですね、仮に申請書だけなくしたと、その部分については再交付という形にはなりません、申しわけございません。カードを持っておれば大丈夫です。そこにですね、12桁の番号がありますもので、それをなくしちゃうとまずいよということなんです。ですから、カードは持っていて申請書だけを切り離してなくした場合については、その手続は無料で申請はできる形になります。すいませんでした。

そして、この番号カードにつきましては、27年10月云々から施行という形になっておりますもので、先ほど言ったとおりに、例えば3年後に申請するときそのカードをなくしたよといった場合には、カードですね、通知書カードですね、500円が適用されるという形になります。

〔「5年後に番号をもらいたいよといったとき」と呼ぶ者あり〕

○市民保健課長（鈴木邦明君） そのときは、全然再交付手数料はかかりません。

ちょっと説明が不十分で大変申しわけございませんでした。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） 関連して1つお尋ねしたいんですが、今、27年に通知カードが来て、28年1月から個人番号カードが交付されますというふうなことなんですが、それは基本的には任意で、そのときにすぐに申請して個人番号カードをつくらなければならないということではないというふうなことなんですが、例えばそれをその手続を必要がないからということ

で2年、3年あるいは5年放置しておいて、5年後につくるとかということもあり得ると思うんですが、ずっと個人番号カードの発行というか手続をしなくても、何ら不利益はないわけですか、しなくても。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） これは個人番号カードを、これは強制的につくりなさいというものでございます。ただ、マイナンバー制度という法律ができて、この個人番号カードというのを個人の皆様に12桁の番号が付設されます。そして、その個人通知番号を申請することにつきましては、このご本人の裁量権、自由裁量権になりますから、申請しなくても罰則規定等はございません。ただ、そういう、これは社会保障とか税の関係で、そういう手続が個人番号カードがあることによって円滑効率的にできますよということのものでございまして、例えば私はこれについては必要ないからということで申請しなくても、それはそれで結構だと思います。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（竹内清二君） 1件だけ確認させてください。今回の通知カードの発行なんですけれども、住民基本台帳にのっとった住民票のほうに配付すると思いますが、住民票以外のところで受け取りたい方あるいは住民票のところではどうしても受けられない方に対する措置というものを、届け出制で行えるということなんですけれども、そういったことをちょっと具体的に手続等を教えてください。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 基本的には、個人の住民票のある市町村で受けることとなります。ただ、今、議員ご質問のとおり、その本人が今いる居場所を知られたくないと、例えばDVの関係とかですね、そういう部分については、届け出があればそちらのほうにそのご本人が申請したところに郵送するような手続がとられるように、そこら辺は十分配慮してございます。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（竹内清二君） ありがとうございます。どうしてもそういったものは期限を切っていかなければいけないということで、発送の期日に従っていくと思いますが、情報の漏れ、情報が伝わらないことがないような形でぜひ執行していただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 説明に先立ち、今回の説明資料の文言に不備があり、資料の差しかえなどでお手数をおかけしましたこととおわび申し上げます。今後このようなことがないように十分注意を払い、再発防止に努めたいと思います。

それでは、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の34ページをお開きください。

先ほど申し上げましたとおり、この本条例の基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、本条例につきましては、本年3月定例市議会においてご審議をしていただいたものでございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正がございましたので、所要の改正を行うものでございます。

条例改正等説明資料63ページをお開きください。

条例制定の背景でございますが、平成27年1月16日付介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正がされたことに伴い、市の条例で定めております本条例について省令の改正内容に基づき整備する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

基準の分類でございますが、下田市が基準を条例で定めるに当たっては、従来、国で定め

た基準を2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられ従うべき基準、参酌すべき基準がございますが、現時点において本市の状況に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないということから、指定介護予防支援事業所の運営に支障がないことから、改正された省令に基づき本市の条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、介護予防支援事業所と指定介護予防サービス事業所の連携で、介護予防支援事業所と指定介護予防サービス等の事業所の共有の意識を図る観点から、介護支援専門員が介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者から個別サービスの計画の提出を求めることができるものとするものでございます。

また、今般の制度改正で介護保険上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供が求められた場合は、これに協力するという規定が設けられました。

条例改正関係等説明資料65、66ページをお開きください。

本条例の一部改正についてご説明いたします。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、改正する部分はアンダーラインで引いてございます。

第11条中「また」を「及び」に、「もしくは」を「また」に改める。記録の整備において第30条第2項中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改めるものでございます。

次に、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針でございますが、第32条中「第26号」を「第27号」とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第11号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を第18条とし、同条中「第16号」を「第17号」とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所）または」を削り、「同号」を「同条第16号」とし、同条中「第14号」を「第15号」とし、「第13号」を「第14号」とし、すみません、65ページ、66ページをお願いします。第12号中「介護予防訪問計画」につきましては「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を「第13号」とし、同条第11号の次に、次の1号を加えるものとします。

12号といたしまして、担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス事業所等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す

る基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）が第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書という。次号において同じ。）というものでございますが——等指定介護予防サービス基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとするものでございます。

条例改正等説明資料67、68ページをお開きください。

32条に次の1号を加えるものでございます。

28号でございますが、指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料または情報の提供、意見等その他必要な協力を求められた場合には、これに協力するように努めなければならないというものでございます。

議案件名簿36ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第52号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） この指定介護予防支援事業の事業所は、市内でいうとどういうところで、この改正によって具体的にはどういうことが想定されるのかだけ聞きたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 今回の改正の事業所というのは、そういう居宅介護事業所等ですね、デイサービスを含めた事業所等が入るようになります。今回の改正につきましては、そういう介護支援専門員に対してそういう報告等をできるということで、結局事業の円滑化というんですか、そういうものを求めているということでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） イメージがもう一つ湧き切れないんだけど、改正の内容としては、介護予防支援事業者と指定介護サービス等の事業所の意識の共有を図るというふうに書いてあるんだけど、介護予防支援事業所というのと指定介護予防サービス等の事業所というのはどう違うのか、現実的に判断するには、例えば要支援の方がデイサービスに通っている

よと、そのときの通っているその事業所さん、それから、あとその介護サービスを実際につくるケアマネジャーさんですか、ケアマネジャーさんと一緒のところもあるけれども、別の事業所でケアサービスをつくってもらって、実際には別の事業所へサービスを受けに行っていることもあるんだらうけれども、その予防支援事業所と予防サービス等の事業所というのは何がどう違うのか、具体的にはどういう事業所になるのか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 今回の改正は、例えばケアマネジャーが、それぞれの事業所に対してそういうサービスの観点から、どのようなサービスが行われているか、そういうのを聞き取ることができるということでございます。

そして、予防に関しては、当然要支援、要支援2の方が対象となります。普通のサービスにつきましては、要介護1以上の方が対象となるということで、事業所としてはそういうデイサービスをやっている部分のところ等が、具体的に訪問介護をやっているところ、名称まで言ったほうがよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○市民保健課長（鈴木邦明君） 要らないですね。ですから、そういった居宅サービス介護事業所と、そしてもう一つ、要支援、要支援2の事業所ということで、同じところも正直言ってございます。そして、サービスにつきましては、要支援1、2につきましては、包括支援センターのほうでそういうサービス内容を検討いたします。要介護1以上につきましては、それぞれ被保険者の方がそういう居宅サービス事業所等に交渉いたしまして、そこでケアマネジャーにより、こういうサービスをしましょうね、こういうサービスが適当だということをつくって、その部分について提示を求めることができるということでございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 確認なんですが、要はケアマネジャーと計画をつくる事業所は、実際にサービスを行っている事業所に対して、そこでの情報の提供を求めることができるよと、こういうふうな簡単に言ってしまうと内容だという理解をしてもよろしいですか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） そのように理解されて結構でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

◎議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 続きまして、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の37ページをお開きください。

下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正がございましたので、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料69ページをお開きください。

条例改正の背景でございますが、平成27年1月16日付介護保険法施行規則等の一部を改正する条例が公布され、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されたことに伴い、市の条例で定めています地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を省令の改正内容に基づき整備する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

下田市が基準を条例で定めるに当たりましては、従来、国で定めました基準を3つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられ従うべき基準、標準とされる基準、参酌すべき基準がございましたが、現時点において本市の状況に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、指定介護予防支援事業所の運営に支障がないものとして改正された省令に基づき本市の条例の改正を行うものでございます。

地域密着型サービスの概要でございますが、平成18年度の介護保険制度の改正により新た

に創設されました、要介護者の皆様が地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービスで、原則として当該市町村に居住する方が利用可能となります。本市で利用できるサービスとしては、小規模多機能型居宅介護1カ所、認知症対応型共同生活介護2カ所、認知症対応型通所介護施設が1カ所で、合計3種類の4カ所でございます。

改正では、8種類のサービス区分を対象としておりますが、(1)の定期巡回・随時対応型訪問看護、(2)の夜間対応型訪問介護、条例改正関係等説明資料の70ページのほうをお開きください。(6)の地域密着型特定施設入所者生活介護、(7)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(8)の複合型サービスにつきましては、下田市・賀茂圏域にはございませんので、ここでは下田市に関連いたします(3)、(4)、(5)を中心にご説明申し上げます。

まず(3)の認知症対応型通所介護でございますが、リハビリテーションの基本理念として生活機能の維持または向上を目指しの文言が基本方針に規定されました。次に、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化で、宿泊サービス、俗に言うお泊りデイでございますが、その宿泊サービスに一定の規制として届け出、事故報告の仕組みが設けられました。以前は、こういうお泊りデイをやっておりましたが、こういう報告は義務づけられておりませんでした。

条例改正関係等説明資料71ページをお開きください。

利用定員の見直しでございますが、グループホームなどの食堂や共有生活室を利用して行う認知症デイサービスについて、認知症グループホームが認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、1事業所3人以下を1ユニット3人以下に見直すものでございます。

(4)の小規模多機能型居宅介護についてご説明申し上げます。

まず、看護職員の配置要件その他訪問看護事業所等との連携ということで、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の併設する施設・事業所に加え、同一敷地内または隣接施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。看護師の配置要件、加算要件の効率化の観点からこのような形になっております。

続きまして、地域との連携でございますが、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理

者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務を兼務することが可能とするものでございます。これは、地域包括ケアシステムを推進する観点からのものでございます。

地域定員等の緩和でございますが、これにつきましては、地域密着型サービスであることを踏まえ、小規模多機能型居宅介護登録定員を従来25名でしたが、29名以下とするものでございます。もう一つ、通いサービスに係る定員を今までは15名でしたが、18名以下とすることを可能とするものでございます。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとするというものでございます。今回、この上限定員に達している事業所が全国で8割になっていることを踏まえ、このような改定になったものと判断しております。

続きまして、運営推進会議及び外部評価の効率化ということでございますが、今まで運営会議と外部評価、外部評価とはコンサルなどを利用しておりますが、その部分についてサービスの質の評価、自己評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものでございます。

続きまして、(5)の認知症対応型共同生活介護でございますが、ユニット数の見直しについて、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを利用できるよう、現行では1または2とされているユニット数の標準を、新たな土地確保が困難であるなどの事情があり、認知症対応型共同生活介護事業所を効果的に運営する必要がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものでございます。これは、新たに土地確保が困難で高齢者が住みなれた地域で生活困難になっている地域、特に関東圏の都市部とか中京圏ですか、そういう部分がかかなりあるということを踏まえたものでございます。

以上が主な改正でございますが、説明資料2により、本条例の一部改正について今回下田市が関係する条文を中心に説明申し上げます。

条例改正関係等説明資料76、77ページをお開きください。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、改正する部分はアンダーラインを引いてございます。

まず、目次中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございます。

続きまして、議案件名簿80ページ、81ページをお開き願います。

基本方針で第60条中、営むことができる次の次に、「生活機能の維持または向上を目指

し」を加えるものでございます。

第63条第4項中「前第3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に、次の1項を加えるものでございます。

4項でございます。前項ただし書き中の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届けるものでございます。

利用定員の見直しでございます。第65条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項または法第8条の2第15項に規定する共同生活に営むべき住居をいう。）ごと」に改め、指定地域密着型介護老人福祉施設の次に「においては施設」を加え、同条第2号中、指定居宅サービスの次に「以下同じ。」を、指定介護サービスという。の次に、ちょっと説明しにくいんですが、「以下同じ。」を、指定介護地域密着型介護予防サービスをいう。の次に「以下同じ。」を、そして介護保険施設の次に「法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。」を加えるものでございます。

議案件名簿の82、83ページをお開き願います。

第78条の次に、次の1条を加えるものでございます。

事故発生時の対応でございますが、第78条の2で、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

2項、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3項といたしまして、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4項といたしまして、指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な処置を講じなければならないというものでございます。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改めるものでございます。

第80条中「第40条」を削るものでございます。

続きまして、議案件名簿の84、85ページをお開き願います。

従業者の員数等でございますが、82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設が併設されている」を「次の表の左段に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中段」に改め、ときはの次に「同表の裏に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加えるものでございます。この表については、ご覧いただきたいと思えます。説明は省かせていただきます。

続きまして、議案件名簿の86、87ページでございますが、第82条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の該当指定小規模多機能型居宅介護事業所に、中段に掲げる施設等のいずれかが併設される場合は、項の中段」に改めるものでございます。

地域の連携でございますが、第83条第1項ただし書き中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に、中段に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中段」に、「もしくは同一敷地内の」を「、同一敷地内の」に改め、を含むの次に「もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業」を加え、同条第3号中、指定複合型サービス事業所の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加えるものでございます。

議案件名簿の88、89ページをお願いいたします。

これは先ほども説明いたしましたが、「25人」を「29人」に改めるというものでございます。

次に、議案件名簿の90、91ページをお願いします。

第113条第1項に次のただし書きを加えるということで、ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること。その他地域の実情に地域指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活居住の数を3とすることができるものでございます。

議案件名簿92ページ、93ページをお開き願います。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改めるものでございます。

議案件名簿の43ページをお開きください。

○議長（森 温繁君） 市民課長、説明の途中ですが、ここで休憩をとりたいと思いますけれども、よろしいですか。

○市民保健課長（鈴木邦明君） あと10秒で終わります。

○議長（森 温繁君） 10秒。

○市民保健課長（鈴木邦明君） すみません、すぐ終わります。申しわけございません。

議案件名簿43ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第53号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

これから質疑に入るわけですが、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時10分休憩

---

午後 1時10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に議第53号に対する当局の説明は終わりましたので、本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑がないものと認め、ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 先ほどは、拙い説明で大変申しわけございませんでした。

それでは、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の54ページをお開き願います。

[「45じゃないか」と呼ぶ者あり]

○市民保健課長（鈴木邦明君） 失礼しました、44ページでございます。申しわけございません。

先ほど申しました今回の条例の一部改正について別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、説明及び運営並びに指定介護地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料114ページをお開きください。

条例制定の背景でございますが、先ほどの議第53号でも申し上げましたが、平成27年1月16日付介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、介護保険法施行規則指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正がされたことに伴い、市で定めております条例について所要の改正を行うものでございます。

先ほどと同様に、市が基準で定めるに当たりましては、従来、国で定めました基準を3つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられまして従うべき基準、標準とされる基準、参酌すべき基準がございますが、現時点において本市の状況に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないため、指定介護予防支援事業所の運営に支障がないことから、改正された省令に基づき本市の条例の改正を行うものでございます。

地域密着型介護予防サービスの概要でございますが、先ほど申し上げたと同様となってしまうかもしれませんが、平成18年度の介護保険制度の改正により新たに創設されました要介護者・要支援者の皆様が地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスで原則として当該市町村に居住する方が利用となります。本市で利用できるサービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護1カ所、介護予防認知症対応型共同生活介護2カ所、そして介護予防認知症対応型通所介護1カ所でございます。合計3種類、4カ所でございます。

ただ、介護予防型認知症対応型共同生活介護につきましては、今回この介護予防サービスから要支援1、要支援2の方が該当いたしますが、この認知症対応型共同生活につきましては要支援1の方は利用することができません。

それでは、改正の主な内容についてご説明申し上げます。

条例改正等説明資料115ページをお開きください。

(1) の介護予防認知症対応型通所介護でございますが、これも先ほど議第53号で説明したことと重複いたしますけれども、もう一度説明させていただきます。夜間及び深夜サービスを実施する場合の運営基準の厳格化ということで、宿泊サービス、俗に言うお泊りデイに一定の規制をして届け出、事故報告の仕組みが定められたものでございます。

次に、定員利用の見直しについては、グループホームなどの食堂や共有生活室を利用して行う認知症デイサービスについては、認知症グループホームが認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、1事業所3人以下を1ユニット3人以下に見直すものでございます。

(2) の介護予防小規模多機能型居宅介護でございますが、これも先ほどと同様でございます。看護職員の配置要件その他の訪問看護事業所等の連携ということで、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が併設する施設・事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加して、兼務可能な施設・事業所の種別について介護老人福祉施設や介護老人保健施設などを加えるということで、看護職員がそういう部分についてもできるというものでございます。

地域との連携の推進につきましては、先ほどと同じで、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合には、利用者に影響がないことを前提に新総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの職務を兼務することが可能というものでございます。

登録定員等の緩和につきましても、今まで25人だったのを登録定員を29人以下とする。そして、介護サービスに係る利用定員を従来15人を18人以下とするというものでございます。

運営推進会議及び外部評価の効率化につきましては、先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、外部評価についてはコンサルにお願いしている経過がございますけれども、今回は、自らその提供するサービスの質や評価を自己評価を行い、運営会議等で報告して公表する仕組みとなるものでございます。

条例改正関係等説明資料116ページをお開きください。

3番目の認知症対応型共同生活介護でございますが、ユニット数の見直しについて認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを利用できるよう、現行では1または2と規定されておりますユニット数の標準を、先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、新たな用地確保が困難である等の事情があり、認知症対応型共同生活事業所の効果的運営に必

要と認められる場合、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものでございます。

以上が主な改正でございます。

本条例の一部改正については、説明資料2によりまた若干ご説明させていただきたいと思っております。

条例改正関係等説明資料117、118ページをお開きください。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、改正する部分はアンダーラインを引いてございます。

大変失礼しました。第2条第1項第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改めるものでございます。

第7条の第4項につきましては、同条の第3項の次に、次の1項を加えるということで、第4項として、前項のただし書きの場合について記述しております。これも先ほどと大体同様でございますから、説明は省かせていただきます。

続きまして、従業員の員数については、第8条中第1項の「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、そして「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改めるものでございます。

条例改正関係等説明資料119、120ページをお開きください。

第9条については、利用定員について記載してございます。「指定介護予防認知症対応型共同生活事業所」を「または指定介護予防認知症対応型共同事業、介護事業所においては共同生活ごと」に改めるというような形の文言でございます。あとは、条文の改正でございます。

121、122ページをお開き願います。

第37条の次に、第1項を加えるということで、夜間及び深夜サービスの実施の運営基準の厳格化でございます。第4項については、先ほど申し上げましたとおりでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、第44条第6項中の関係につきましては、看護職員の配置要件その他の訪問看護事業所との連携についてうたっているものでございます。表につきましては、またご覧いただきたいと思っております。

続きまして、第44条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めるもので、また「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型事業所」に改めるものでございます。

123ページ、124ページをお開き願いたいと思います。

同条の第8項中の「複合型サービス事業者」を「看護小規模多機能型介護事業者」に改めるものでございます。あと同条の10項中「第6項各号」を「第6項の表の該当指定介護予防多機能型居宅事業所の中段に掲げる施設といずれかが併設される場合の項の中段」に改めるものでございます。

第45条は、地域との連携の推進をうたってございます。これも文言の改正ですから、省略させていただきます。

次に、125、126ページでございます。

第45条の関係です。次の関係でございますが、「もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業」を加え、なお、同条第3項中指定複合型サービス事業所の次に、先ほど言いましたけれども、「指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所。次条において同じ。」を加えるものでございます。

登録定員の緩和ということで、第47条の関係は「25名」を「29名以下」に改めるもので、通いの部分を「15名」から「19名」に改めるものでございます。

あと127ページ、128ページをお開きください。

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改めるものでございます。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条第4項を除く及び第38条」に改めるものでございます。

次が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針で、第66条第2項中「行うとともに定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改めるものでございます。

70条は基本方針でございます。「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改めるものでございます。

129ページ、130ページをお開き願います。

第74条第1項に次のただし書きを加えるものでございます。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができるというものでございます。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改めるものでございます。

議案件名簿47ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第54号についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第55号～議第64号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括してご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、当初予算編成後、事情の変化により必要となった義務的事業等に限ったものとする定め、予算要求の指示を

したところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、平成26年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金の前算に伴う増額等、一般財源の増額を補正財源ベースとし、歳出では、国庫補助事業の調整、地域経済対策、施設等の維持補修、教育、子育て支援等、市民生活の安心・安全を図るとともに、財政調整基金への積み立て措置により、財政の安定化を目指すものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,304万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ98億2,658万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条地方債の補正で、地方債の変更は「第2表地方債補正」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

地方債の変更は2件でございます。1件目、起債の目的、県単道路整備事業につきましては、臨時財政対策債に振りかえるものでございます。2件目は、臨時財政対策債で発行可能額が確定したため、限度額4億1,000万円を限度額4億5,000万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、9款1項1目1節地方特例交付金74万2,000円の減額は、減収補填特例交付金の確定によるもの、10款1項1目1節普通交付税2億780万2,000円の増額は、普通交付税交付金の確定によるもの、15款3項6目1節県費・権限移譲事務交付金3万7,000円の減額は、交付金の確定によるもの、19款1項1目1節繰越金4億144万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、20款4項4目20節雑入690万円の減額は、本年度国庫補助採択とならなかったため地域公共交通会議負担金受入金を減額するもの、21款1項2目1節道路橋梁債540万円の減額は、臨時財政対策債の増額に振りかえる

もの、同5目1節臨時財政対策債4,000万円の増額は、発行可能額の確定によるものでございます。

総務課関係、14款3項1目1節国庫・総務管理費委託金7,000万円の増額は、自衛官募集事務でございます。

選挙管理委員会関係、14款2項1目5節国庫・選挙人名簿システム改修費補助金1,000万円の追加は、選挙人名簿システム改修費補助金、15款3項1目3節県費・選挙費委託金160万3,000円の減額は、静岡県議会議員選挙費委託金でございます。

地域防災課関係、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入1,312万3,000円の増額は、下田地区消防組合より平成26年度の負担金精算分を受け入れるもの、20款4項4目20節雑入71万円の追加は、消防団員等公務災害補償等共済基金助成金でございます。

福祉事務所関係、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金22万5,000円の追加は、ひとり親家庭就学支援事業、同4節県費・緊急雇用創出事業補助金143万円の減額は、離職者等緊急住まい対策事業の皆減でございます。15款3項2目1節県費・児童福祉費委託金2,000万円の増額は、心身障害者扶養共済施行事務、4ページ、5ページをお開きください。18款2項1目5節ほのぼの福祉基金繰入金50万円の増額は、ほのぼの福祉基金繰入金、20款4項3目1節民生費過年度収入89万7,000円の増額は、生活保護費、行旅死亡人取扱費用の前年度精算金でございます。20款4項4目4節心身障害者扶養共済制度保険金受入金22万8,000円の増額は、心身障害者扶養共済制度の保険金及び年金分の増減によるものでございます。

市民保健課関係、13款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料2,000円の追加は、個人番号カード及び通知カードの再交付手数料、14款1項1目7節国庫・低所得者保険料軽減負担金267万3,000円の追加は、低所得者保険料軽減負担金、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金75万2,000円の追加は、個人番号カード交付事務補助金、15款1項1目7節県費・低所得者保険料軽減負担金258万1,000円の減額は、低所得者保険料軽減負担金、18款1項3目1節国民健康保険事業特別会計繰入金271万円の増額は、前年度の介護納付金補填分及び出産育児一時金の精算分、同4目1節介護保険特別会計繰入金2,504万4,000円の増額と、同5目1節後期高齢者医療特別会計繰入金315万1,000円の増額は、前年度決算確定による精算分を受け入れるものでございます。20款4項3目3節広域連合過年度収入88万8,000円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算分でございます。

環境対策課関係、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入223万2,000円の増額は、前年度決算確定に伴う南豆衛生プラント組合負担金の精算によるものでございます。

産業振興課関係、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料は、財源充当を組み替えるもの  
でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

建設課関係、13款1項6目4節住宅使用料は、財源充当を組み替えるもの、14款2項4目  
1節国庫・社会資本整備総合交付金111万1,000円の追加は、市営住宅長寿命化事業でござい  
ます。

学校教育関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金179万1,000円の増額は、放課後児童ク  
ラブ利用者負担金、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金657万5,000円の増額は、国の  
補助制度の改正により民間保育所から子どものための教育・保育給付費負担金に振りかえる  
もの、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金131万7,000円の減額は、国の補助制度改正  
により保育緊急確保事業から一部を子ども・子育て支援交付金に振りかえるもの、15款1項  
1目3節県費・児童福祉費負担金328万8,000円の増額は、補助制度の変更により民間保育所  
から子どものための教育・保育給付費負担金に振りかえるもの、15款2項2目3節県費・児  
童福祉費補助金210万6,000円の減額は、補助制度の変更により放課後児童対策実施事業及び  
保育対策等促進事業の補助金を減額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務局関係、1項1項1目0001議会事務545万6,000円の減額は、  
議員報酬等及び職員人件費。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業31万8,000円の増額は、地区集会所建築  
補助金、地域生活環境整備事業補助金等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。同  
0241公共交通推進事業340万円の減額は、下田市地域公共交通会議負担金、2款1項9目  
0300財政管理事務301万3,000円の減額は、職員人件費、2款1項16目0380財政調整基金5億  
5,200万円の増額は、前年度決算剰余金分2億5,200万円と財源調整分2億7,000万円を積み  
立てるもの、2款9項1目0910電算処理総務事務1,231万4,000円の増額は、人事給与システ  
ム導入委託、選挙人名簿システム改修委託等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。  
同0920ネットワーク推進事業5万9,000円の増額は、標的型攻撃メール対応訓練実施キット  
購入、11款1項1目7700起債元金償還事務101万7,000円の増額は、平成16年度借り入れ分の  
利率見直しに伴う長期債元金、同2目7710起債利子償還事務1,617万7,000円の減額は、平成  
16年度借り入れ分の利子減額及び平成26年度発行の利率の確定によるもの、12款1項1目予  
備費1,882万円の増額は、歳入歳出等調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費1,038万4,000円の減額は、職員人件費の減額、臨時雇い賃金の増額及び退職手当負担金の追加、同2目0110人事管理事務3万8,000円の増額、普通旅費通行料、同4目0172広報広聴事業86万3,000円の減額は、印刷製本費、同4目0174都市交流事業25万2,000円の増額は、萩市姉妹都市40周年事業の市民号の参加者負担金、同12目0350工事検査事務86万2,000円の増額は、職員人件費でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務5万9,000円の増額は、職員人件費、同3目0575静岡県議会議員選挙事務160万3,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり選挙事務の精算によるもの。10ページ、11ページをお開きください。同4目0576下田市議会議員選挙事務252万9,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり選挙事務の精算によるものでございます。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務3万2,000円の増額は、職員人件費でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業271万5,000円の減額は、職員人件費の減額及び複写機使用料の増額でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務373万4,000円の減額は、職員人件費、2款2項2目0472市税徴収事務219万円の増額は、印刷製本費及び納付書等圧着加工機の購入費用でございます。

地域防災課関係、2款8項1目0860地域防災対策総務事務243万1,000円の減額は、職員人件費、8款1項2目5810消防団活動推進事業93万円の減額は、職員人件費の増減額及び消防用備品の増額によるもの。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務60万2,000円の減額は、職員人件費でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務127万6,000円の増額は、職員人件費、普通旅費、同2目1040臨時福祉給付金給付事務2万6,000円の追加は、前年度の臨時福祉給付金事務の確定による国庫返還金、同3目1042子育て世帯臨時特例給付金給付事務8,000円の追加は、前年度の子育て世帯臨時特例給付金給付事務の確定による国庫返還金、同4目1052在宅心身障害者（児）援護事業256万7,000円の増額は、前年度の自立支援医療等の確定による国庫及び県費の返還金、同5目1102心身障害者扶養共済事務45万円の増額は、共済加入者の増等によるもの、同7目1120障害福祉サービス事業390万1,000円の増額は、障害福祉サービス費の前年度の支給確定による国庫及び県費の返還金、3款2項1目1202在宅老人援

護事業4万3,000円の増額は、短期保護事業、3款2項3目1300総合福祉会館管理運営事業1,000万円の増額は、総合福祉会館空調機改修工事等。12ページ、13ページをお開きください。3款3項1目1453児童扶養手当支給事業67万6,000円の増額は、前年度の事業費の確定による国庫返還金、同7目1700母子家庭等援護事業175万3,000円の増額は、ひとり親家庭就学費用助成費の追加及び前年度の児童入所施設措置費等の確定による国庫及び県費の返還金、3款4項1目1750生活保護総務事務2,739万1,000円の増額は、職員人件費、前年度の扶助費確定に伴う国庫返還金、同1752生活保護適正実施推進事業19万8,000円の増額は、前年度の事業確定に伴うセーフティネット支援対策等事業補助金の国庫返還金、3款4項2目1760生活支援事業143万円の減額は、住宅支援給付等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務105万6,000円の減額は、職員人件費、同0505住民基本台帳ネットワーク事務7万2,000円の増額は、庁用備品、3款2項4目1400高齢者保健福祉計画推進事業27万円の増額は、印刷製本費、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業7万1,000円の増額は、前年度決算確定に伴う利用者負担軽減措置事業補助金の県費返還金、3款6項1目1850国民年金事務114万6,000円の減額は、職員人件費、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金224万6,000円の減額は、職員人件費分の事務費等繰出金、3款8項1目1950介護保険関係繰出金454万2,000円の増額は、職員人件費及び事務費等、3款9項1目1960後期高齢者医療事業1,186万9,000円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金、同1965後期高齢者医療会計繰出金94万5,000円の減額は、職員人件費分、4款1項1目2000保健衛生総務事務201万6,000円の減額は、職員人件費等、同3目2040母子保健相談指導事業61万9,000円の増額は、未熟児養育医療に係る国庫及び県費返還金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務93万円の増額及び同3目2280ごみ収集事務74万5,000円の減額は、職員人件費、4款3項4目2300焼却場管理事務2,554万2,000円の増額は、職員人件費の減額、焼却炉修繕料の増額、4款3項5目2380環境対策事務120万円の増額は、住宅用太陽光発電システム設置補助金、同2381環境衛生事業50万円の増額は、下田公園入口公衆便所改修工事設計業務委託でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務5万6,000円の増額及び同2目3050農業総務事務58万2,000円の減額は、職員人件費、同5目3200農業用施設維持管理事業680万

7,000円の増額は、職員人件費、修繕料及び農業用施設維持補修用資材、5款2項1目3351林道維持管理事業120万円の増額は、修繕料、同3353有害鳥獣対策事業194万円の増額は、買上金及び有害鳥獣対策事業補助金、5款2項3目3450保健休養林管理事業30万円の増額は、修繕料、5款4項2目3750漁港管理事業51万9,000円の増額は、職員人件費、漁港施設維持補修用資材、6款1項1目4000商工総務事務41万5,000円の減額は、職員人件費、同2目4050商工業振興事業400万円の増額は、住宅リフォーム振興助成金でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務176万3,000円の減額は、職員人件費、同3目4350観光施設管理総務事務200万円の増額は、修繕料でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務325万8,000円の増額は、職員人件費の減額、消耗品、測量及び登記業務委託等の増額、7款2項1目4550道路維持事業4,509万円の増額は、修繕料、市道維持補修工事費等増額、同2目4570交通安全施設整備事業100万円の増額は、交通安全施設設置工事、同3目4605県単道路整備事業負担事務79万円の増額は、県単道路整備事業負担金の確定によるもの、7款3項1目4800河川維持事業1,590万円の増額は、河川台帳作成業務委託、河川維持補修工事等、同2目4900排水路維持事業330万円の増額は、修繕料、排水路維持補修工事費、7款4項1目5101県営港湾事業負担事務17万5,000円の増額は、港湾整備改修事業負担金、7款5項1目5150都市計画総務事務513万4,000円の増額は、職員人件費、同5161景観推進事業30万円の増額は、景観まちづくり助成金、7款5項4目5250都市公園維持管理事業16万3,000円の増額は、施設管理備品の増額、車両購入不用額。16ページ、17ページをお開きください。7款7項1目5600市営住宅維持管理事業200万円の増額は、市営住宅修繕料、同2目5620耐震改修支援事業430万円の増額は、空き家対策実態調査業務委託でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業139万3,000円の増額は、職員人件費、同4目1600民間保育所事業1,290万円の増額は、保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金の減額、国の制度改正に伴う保育所運営費の増額及び前年度の保育所運営費精算による国庫・県費の返還金、同5目1670認定こども園管理運営事業736万3,000円の減額は、職員人件費、同6目1452放課後児童対策事業216万9,000円の増額は、保育士の臨時雇い賃金、消耗品費、同8目1745地域子育て支援センター運営事業9万8,000円の減額は、職員人件費、同9目1748ファミリー・サポート・センター運営事業2万3,000円の増額は、前年度事業の確定による国庫返還金、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務284万3,000円の減額は、職員人件費、9款2項1目6050小学校管理事業200万円の増額及び9款3項1目6150中学校

管理事業120万円の増額は、修繕料、9款4項1目6250幼稚園管理事業314万1,000円の減額及び9款7項1目6800学校給食管理運営事業61万3,000円の減額は、職員人件費、9款7項2目6801給食センター建設事業364万6,000円の増額は、職員人件費、測量設計業務委託でございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務124万4,000円の減額は、委員報酬の増額、職員人件費等の減額、同4目6500芸術文化振興事業7万9,000円の増額は、管理人の臨時雇い賃金、同5目6550公民館管理運営事業129万2,000円の増額は、中央公民館外壁等の修繕料、同6目6600図書館管理運営事業27万1,000円の減額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の111ページをお開きください。

平成27年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ419万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の112ページから113ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金39万7,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、6款1項1目予備費39万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

平成27年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ802万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の124ページから125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金92万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8100駅前広場総務事務46万円の増額は、バス停留所の舗装修繕、4款1項1目予備費46万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の137ページをお開きください。

平成27年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ320万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の138ページから139ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入18万8,000円の増額は、下田公園隣接地の貸付料の追加でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金18万8,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積み立て分として繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の149ページをお開きください。

平成27年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億8,845万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,804万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の150ページから151ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項3目1節国庫・特定健康診査等負担金9万1,000円及び6款2項2目2節県費・特定健康診査等負担金（過年度分）9万1,000円の増額は、前年度の精算分、9款1項1目2節事務費等繰入金224万6,000円の減額は、職員人件費分の事務費等繰入金、10款1項1目1節繰越金2億9,052万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務208万2,000円の減額及び1款2項1目8321国民健康保険徴収事務16万4,000円の減額は、職員人件費、8款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業995万1,000円の増額は、データヘルス計画策定業務委託、保健指導事業等業務委託等でございます。

9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金2億7,000円の増額は、国民健康保険診療報酬支払準備基金積立金、11款2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金271万円の増額は、前年度の介護納付金及び出産育児一時金の精算に伴うもの、12款1項1目予備費804万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業

特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の173ページをお開きください。

平成27年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,491万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,295万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の174ページから175ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節現年度分保険料143万3,000円の増額は、特別徴収保険料、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分254万2,000円の増額は、職員人件費分、4款1項1目2節基金・介護給付費交付金・過年度分13万2,000円の増額は、前年度精算分、5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分127万1,000円の増額、8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（包括的支援・任意事業）・現年度分127万1,000円の増額、8款1項4目1節職員給付費等繰入金294万1,000円の増額は、職員人件費、同2節事務費等繰入金20万7,000円の増額は、備品購入費等、8款1項5目1節低所得者保険料軽減負担金繰入金12万3,000円の増額は、交付決定による金額確定によるもの、9款1項1目1節繰越金6,499万円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務297万1,000円の増額は、職員人件費、修繕料、1款3項1目9205介護認定審査会事務17万7,000円の増額は、使用済みパソコン再生利用業務委託、庁用備品、4款1項2目9329一次予防事業は、備品レンタル料の脳若トレーニング業務委託に組み替えるもの、4款2項1目9347介護予防ケアマネジメント事業36万6,000円の増額、同2目9349総合相談事業費9万8,000円の減額及び同4目9353包括的継続的ケアマネジメント事業費624万9,000円の増額は、職員人件費、5款1項1目9375介護

給付費準備基金積立金2,257万5,000円の増額は、決算確定に伴い基金へ積み立てるもの、7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金37万1,000円の増額は、決算確定に伴い還付未済額が確定したため増額するもの、7款1項3目9397介護保険償還金事務1,582万2,000円の増額は、決算確定に伴い国庫支払基金及び県に返還するもの、7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金2,504万4,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計に繰り出すものでございます。8款1項1目予備費143万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の203ページをお開きください。

平成27年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ152万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,452万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の204ページから205ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算書の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分50万5,000円の増額及び同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分89万7,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく調定の見込みによる増減額でございます。3款1項1目1節事務費繰入金94万5,000円の減額は、職員人件費分の減、4款1項1目1節繰越金286万1,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務94万5,000円の減額は、職員人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金68万2,000円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金が減額になるもの、3款2項1目8780他会計繰出金315万1,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の221ページをお開きください。

平成27年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,645万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」よるということで、予算書の222ページから223ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節繰越金75万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業120万円の減額は、施設修繕料の増及び浄化槽保守点検業務委託の不用額、4款1項1目予備費195万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の235ページをお開きください。

平成27年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,906万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の236ページから237ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご

説明申し上げます。

補正予算の概要34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目1節繰越金1,006万6,000円の増額は、平成26年度決算の確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務18万3,000円の減額は、職員人件費の減額及び退職手当負担金の増額、2款1項3目8833下水道施設等更新事業7万5,000円の増額は、職員人件費、4款1項1目予備費1,017万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（補正第1号）のご用意をお願いいたします。

議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきましては、平成26年度決算額確定による長期前受金戻入の増額でございます。

収益的支出におきまして、人件費調整の減額、平成26年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額でございます。

資本的支出におきましては、人件費の減額でございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成27年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成27年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良事業費、第6次拡張事業費の「2億6,143万8,000円」を「2億6,103万9,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を77万5,000円増額し、7億1,899万7,000円とするもので、その内訳としたしまして第2項営業外収益を77万5,000円増額し、3,032万7,000円とするもので

ございます。

支出で、第1款水道事業費用を449万1,000円減額し、6億8,213万2,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を200万4,000円減額し、5億7,102万5,000円に、第2項営業外費用を248万7,000円減額し、1億310万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,737万5,000円」を「不足する額3億2,697万6,000円」に「当年度分損益勘定留保資金2億3,522万1,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,525万6,000円」に「減債積立金7,444万8,000円」を「減債積立金7,401万4,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を39万9,000円減額し、4億9,097万9,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を39万9,000円減額し、2億6,132万1,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、予算第7条を次のとおり補正するものといたしまして、第1号は、職員給与費「9,431万6,000円」を「9,191万5,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益を77万5,000円増額し、7億1,899万7,000円とするもので、3目長期前受金戻入の平成26年度決算確定で資産振りかえによるものでございます。

支出で、1款水道事業費用は449万1,000円減額し、6億8,213万2,000円とするものでございます。1項営業費用は200万4,000円減額し、5億7,102万5,000円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費の増減は人件費の調整によるものでございます。2項営業外費用は248万7,000円減額し、1億310万7,000円とするもので、内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入金額の確定によるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出は39万9,000円減額し、4億9,097万9,000円とするもので、内訳といたしまして、1目改良工事費39万9,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

7 ページ、8 ページは、給与費明細書でございます。

9 ページから11 ページをご覧ください。

平成27年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、9 ページ末尾に記載してありますように、資産合計は63億9,323万6,000円となるものでございます。

11 ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は63億9,323万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

12 ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものです。業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,225万7,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,448万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス6,565万8,000円となり、資金減少額がマイナス6,788万7,000円となるものでございます。

平成27年度資金期首残高2億2,942万1,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億6,153万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時27分休憩

---

午後 2時37分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第55号から議第64号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。5番。

○5番（竹内清二君） 3点の質問と1点の要望をお願いします。

まず、2300事業焼却場管理事務のうち、修繕料2,600万計上されております。この内容に

ついてお聞かせください。続きまして、土木総務事務のうち測量及び登記業務委託330万、これ具体的な場所のほうをお示しください。続きまして、5620事業耐震改修支援事業のうち空き家対策実態調査業務委託とございますが、こちらのほうの内容もお聞かせください。

1点、これ要望のほうですが、委員会のほうで、総務委員会のほうでも見ます1600事業民間保育所事業につきまして、先ほど国の制度の変更によって金額の変更があったということでお伺いしておりまして、歳入のほうを見ましても、国庫児童福祉費負担金、また県費のほうでも同じく、それぞれ振り替えのほうがございます。この内容について、詳細な資料を委員会のほうに提出をお願いします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 環境対策課長。

○環境対策課課長補佐（河井長美君） 環境対策課です。

修繕費の内容でございます。

耐火物の修繕及び1、2号排ガス冷却塔の修繕、それからコンプレッサーの修繕、それから飛灰の処理、設置の点検整備修繕、集じん機点検整備修繕、それからごみクレーン点検整備修繕、それから1号炉の外部沿道修繕、それから主灰出しコンベア頭頂部の修繕、それから破碎機下のシュート部の修繕、そのようなものを修繕費として予算化しています。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） ご質問の、まず測量試験費等の場所についてなんですが、4カ所あります。市道連尺町武ガ浜通り線、市道仲田横枕境通り線、市道星谷山道の2通り線、市道春日山の1通り線の4カ所を予定しております。

続きまして、空き家対策の話なんですけれども、空き家対策につきましては、さきに空き家等対策の推進に関する特別措置法が出まして、それに基づき、空き家等対策計画をつくりたいと思っております。その事前に現状把握のために、現状の実態調査を委託するためのものに対しての補正と考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（竹内清二君） ありがとうございます。

詳細な主要各事業について、詳細なご回答をいただきましてありがとうございます。

修繕計画につきましては、長期のほうで策定のほうが行われまして、適正などいいですか、計画にのっとった修繕対策というものが講じられていくということで、以前も回答のほうを

いただいております。必要なものは当初予算にしっかりつけるという形で予算執行のほうを計画どおりに進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番。

○13番（沢登英信君） 予算の説明資料のほうでお尋ねをしたいと思いますが、9ページの0241事業下田市の地域公共交通の会議の負担金が340万ほど減額になっておりますが、この減額の理由。それから7010の長期債の利子が利率が確定して1,617万ほど減額になったということでございますが、長期債のこの利子の今後の傾向としてはどういうことになるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、13ページの下田公園入り口の公衆便所の改修ということでございますが、公園のそれぞれのトイレにつきましては、当然改修計画は必要かと思いますが、全体的な体制としてのトイレのあり方といいますか、公園の中の、何か所か公園の中にも当然トイレがあるかと思いますが、そういう観点からの設計であるのか。具体的に入り口の業務委託、設計委託をするようではありますが、どういう事情でこれが今必要という具合に考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、15ページの林道の維持管理事業の修繕料が出ておりますが、具体的な箇所と現状がどのようになっているのかという点をお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） ご質問の地域公共交通会議の減額340万円の関係でございます。これにつきましては、当初690万円ということで計上していたところでございますが、国庫補助申請の関係が、今年度国庫補助申請ということで申請をしたところ、補助金の枠がかなり多い要望があったという関連と、再編計画について、より具体的な内容でというような内容がありました。そういった状況の中で、今年度平成27年度の補助確定が査定ゼロという形で来た関係がございます。そういった関係の中で、当初690万円で再編計画を策定するという予定でいたところ、国庫がそういう状況になったということで、その経過について説明した中で、来年度に向けて再編計画をつくっていこうという流れの中で、340万円を減額した事業費の中で、427万円の負担金の中で準備行為としての事務を執り行っていこうというような内容で減額となったものでございます。

もう1点の公債費の利子の減額の関係でございますけれども、これにつきましては1,617万7,000円の減額ということで、総額が8,708万3,000円となるものでございますけれども、これにつきましては、平成16年度に借り入れした長期債の10年固定利率の見直しというものがございます。そういった関係で、利率が2本が1.4%のものが0.5、もう1本は1.8%のものが0.8ということで、利率の見直しの中で利子下がってきたということと、あとは26年度借り入れの部分で、最終的な借り入れが確定したことに伴い、利子の見込みの額が減ってきたというような部分の中で、借り入れの確定という中で利子が減額となったものでございます。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 地域公共交通会議の関係で、ちょっと補足で説明させていただきます。

ご承知のとおり、地域公共交通会議につきましては、法定組織といたしまして昨年度組織させていただきました。委員21名でこの下田の公共交通のあり方についてご協議いただいております。昨年度につきましては、地域公共交通の基本計画ということで、公共交通の交通網形成計画を策定させていただきました。今年度はその計画を踏まえて、公共交通の再編実施計画を策定するというので進めさせていただいておりましたけれども、先ほど企画財政課長のほうからも答弁がございましたけれども、この計画につきましては、全国からいろいろ要望がございまして、国の予算の3倍の申請があったということで、この申請に対する採択が、それぞれの地域性を鑑みて優先順位をつけて査定していくということでございまして、下田はゼロ査定だったんですが、採択されたところにつきましても30から35%レベルでの採択であったということの状況をお聞きしております。

今年度につきましては、国の採択がされなかったということで、次につなげるために今年度減額して独自に計画策定の準備を進めまして、次年度採択できるような形で、今年度さらに昨年度作成した計画を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 環境対策。

○環境対策課課長補佐（河井長美君） 今回整備する公衆トイレでございますけれども、このトイレというのは、あじさい祭りの開催される下田公園の下、それからペリーの上陸碑の立つ位置にあるということで、観光客も多く訪れると。そんな中にありまして、このトイレというのは入り口が2つございまして、それで2つあるんですけれども、男女が別になってい

ないわけでありまして、そういった使い勝手が悪いトイレを直したいということと、それから障害者とか、あるいは育児の対応なども利用者が多いということから、そういった対応もしていきたいということで、今回の公衆トイレの改修を予定したものでございます。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、林道の修繕費ということでお答えさせていただきます。

地元要望を取りまとめておりまして、要望が3件ございます。林道名で申しますと、ヒノキ沢線、大登山線、北ノ沢線でございます。大きなところで言いますと、ヒノキ沢線のガードレール30メートルばかり、老朽化により壊れておりまして、それを直すということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。ありがとうございます。

次に、同じ15ページの市道維持管理等の、失礼しました、4550事業でございますが、それと4570事業交通安全施設の設置工事でございますが、その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 申しわけありません。4500の何の事業についてか、もう一度おっしゃっていただけますか。

〔発言する者あり〕

○建設課長（鈴木芳紀君） わかりました。

道路維持事業、交通安全施設その4570、あとその後の4800河川維持事業、4900排水路維持事業のそれぞれの修繕及び工事の増に対してなんですけれども、当初いただいている予算で足りないもので、各区からの要望等を鑑みて、この時期に補正をさせていただいているものでございまして、実際今考えておるのが、要望に対しての総件数としまして、道路のほうで31件、河川のほうで3件、排水路で4件、交通安全施設で6件を今考えております。ごめんなさい。場所につきまして、細かい話は今資料がありませんもので、また提出させていただければと思います。

ということで、この時期に皆さんの要望にお応えするために補正を上げさせていただいて

いるものでございます。

○議長（森 温繁君） いいですか。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 金額のお話でございますけれども、今年度の要望額、それぞれ精査というか概算しますと、3億3,000万円ぐらいでございます。今要望に応えるための額は、今補正をいただいているものと比較させていただきますと、足りる足りないというのは、まだまだ不足していると思っております。すみません。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（増田 清君） 学校教育課になりますか、これ児童福祉負担金。放課後クラブ、児童クラブの関係です。この夏休みもかなり希望者が多くて、少し希望に添えなかった方がおられるようなことも聞きました。今回179万1,000円、負担金として計上されておりますけれども、歳入のほうでは、若干県費から今度は国の補助金ですか、のほうへと移管されているようですけれども、補正では臨時職員の保育士、215万4,000円の増額になっておりますけれども、今後やはりこれらの希望に応えられる、この児童クラブがこの冬休みに向かって、通常はいいかもしれませんけれども、また冬休みになればまた希望が増える可能性があるわけです。その対応は十分なのかどうか質問いたします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 放課後児童クラブの関係でお答え申し上げます。

放課後児童クラブについては、6月ですか、待機児童がいるということで、急遽、下田小学校の教室を1つお借りしまして部屋を増やしたんですけれども、確かに待機児童というのが一時期13人ほどいたんですけれども、一応人数だけ申し上げますと、4月当初、下田小学校のほうです。42人で運営してまして、13人ほど待機児童がいたということで、夏休み前に夏休み分を含めて1室増やしたことによって、13人待機していたんですけれども、そのうち3人は入らなかったんです。それで10人入って42人が52人。ですから待機していた人は全員入っていただきました。それから夏休みだけの利用者が28人いて、こちらも待機は出ていないはずで、全部来ていただきました。ですから夏休み中は80人。一度に全部80人来たわけではないんですけれども、来たり来なかつたりしたんですけれども、希望していた方は全部入っていただきました。夏休みが終わりまして、現在通常の学童クラブをやっていますけ

れども、ここは50人ということで、今現在待機はいない状態です。

稲生沢小学校のほうは待機はおりませんので、これからまた冬休みですか、休み期間中の申し込みというのは出てくるわけですが、下田小学校におきましては1部屋増やしておりますので、何とかそれは対応できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（増田 清君） 諦めた方もいるのではないかなというふうに感じます、私が話を伺ったところでは。そういうことなものですから、やっぱり休みになっても十分に対応していただけるように要望して終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） まず、歳入のほうで、市営住宅長寿命化事業で111万円入っていますが、これは具体的にはどのような事業なのかというふうなこと、1点お聞きします。

2点目は、空き家対策、先ほど竹内議員のほうからも質問がありましたが、これ一応は対策特別措置法に基づいて調査するというんですが、調査した後、その調査結果をどのように活用していくのか、そこまで建設課、あるいは市のほうは、どのように考えているのかというふうなことをお聞きします。

最後に、議会事務で9ページのほうなんですけれども、議長、副議長以下、議員手当が大分総額で545万円減っているんですが、これは内容についてちょっとお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） まず、市営住宅の長寿命化計画のことについてお話しさせていただきたいと思います。

長寿命化計画という名前なんですけれども、実際は市営住宅全体の計画をどうしていこうかということを考えておまして、古い住宅を廃止したり、建てかえを考えるべきかという前提では、では市営住宅が本来必要何戸なんだということと、あと市営住宅で手当てできない場合は、どういう住宅、どういうやり方があるだろうかということを考えながら、では今現在持っている住宅をそれぞれどうしていこうかということを考えたいと思っています。

結果として、大沢と上河内ついて、恐らくはこれ今後も使っていきたいという話になっていくんだと思うんですけれども、それ以前に、丸山とかうつぎ原、柳原をどうしていくんだというような、トータル的に下田市の持っている市営住宅全体をどうしていくかというよう

な計画を立てていきたいと考えております。

次に、空き家対策のその後ということなんですけれども、まず実態を把握した中でというお話を先ほどさせていただきました。その後なんですけれども、それぞれ個々に、空き家対策法の中では特定空き家に認定されると強制的に壊すことも最終的にできるよと、かなり厳しい条件になってこようと、持ち主にとっては厳しい形になってくると思いますので、その現状を実態調査した中で、今度個々に当たってきまして、それを建設課は一応壊すほう、解体して最終的にその環境面とか防災面に対して、安全なような状態にしていきたいというのが趣旨で、どちらかという壊すほう目的です。

ただ、壊さなくても使えるような空き家もあると思うんです。それを利用するような形、そういうほうはまた、その利用するような担当課とのお話の中で、まずは建設課が調べますけれども、その中で壊すほうに行くものと利用するほうに行くものを2つぐらい、大きなパターンでは2パターンぐらいに分けて、それぞれの担当課の職員を集めながら庁内で検討して、構想をそれぞれ練っていききたいと。多分恐らく、その空き家一つ一つに対して例を挙げながら、では方向性はどうしていこうかということを考えなければいけないと思っていますもので、そのために実態を調査するということを考えている、で説明になっているでしょうか。一応思っているのはそういうことです。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 議会事務局の議長、副議長の関係等でございますけれども、今年選挙がありまして、4月30日から5月11日まで、議長及び副議長が不在となりましたので、その分の減額です。議員さんのほうの減額は、定数が1名減になったものと、今の正副議長の分がプラスされておりますけれども、そこの増減による減でございます。あと議員の期末手当につきましては、こちら議員定数1名減と選挙がありましたので、新人議員の支給率が少なくなっているという関係のあわせた減でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 市営住宅のほうは、もう前々から、10年前、何年も前からもうずっと全体はどうするのか、特に丸山はどうするのかというふうなことは言われていて、市のほうでも住宅政策を考えてつくっていきますというふうなことは言っているんですが、それがいまだに何もできないというのは、何か理由があるんですか。いつになったらつくろうというか、そういう期限で切ってつくっていくというようなことがないんですか。ずるずるずるず

る、もう何年たってもいつまでたっても、聞けば「今検討中です。今つくろうとしております」ということで、何の形もまだ出てきていないというのは、これはどういうことなんですか。

また、空き家対策なんですけど、私なんか人口減対策として、外から人を呼び込むための一つの方法として、交流居住人口を誘致というふうなことから、空き家対策、空き家に人を業者のほうを使って空き家を整備して、そこに人を呼び込むというふうなものを請願はしているんですけど、そういうふうな、ただ単に調査するだけではなくて、その後、これは下田市の人口減等々のためにうまく使っていくというふうなこともやらなければ、調査してそれで終わりでは、もう空き店舗対策も商工会議所内で何回も何回も空き店舗対策調査もしながら、なかなか有効な方法ができないというふうなことを繰り返し繰り返しで、何も実効的な政策が実現していかないという状況が、ずっと下田市の場合続いているので、そこら辺のところを本当に具体的な政策を出すんだということやっていただかないと、単に調査のための調査に終わってしまうのではないかと思いますけれども、市長、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） その空き家対策というのは、もともと空き店舗対策とは違う話です。先ほども課長のほうから説明したんですけども、あいている施設というものが利活用という世界はあって、利活用に対していろんな補助なり施策の範囲でやる担当課もありますが、今、建設課が提示しているものは、空き家対策というと危険空き家ということで、防災上、防犯上、あるいはそういうものの中で、あるいは景観上、やはり除去しなければならないと。それを本来なら持ち主の責任でやってもらうというのが本来ですが、なかなかそういうふう放置するというのは、やっぱり財政的にも理由があって放置する。それが地域環境を悪化させているんで、それを強制的に解体をしていくというルールも今度できてきた。あるいは税制の固定資産税の減免などが、あれは逆に課税するんだというふうになってきたので、そういうのを駆使して除去しようというところの今回だと思いますので、議員が言われる空き店舗対策はまた別の世界の中できちっとやっていくということになろうかというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） まず、市営住宅の関係をお答えさせていただきたいと思います。

年度で言うと総合計画、今、中間見直しをやっていますが、総合計画上の話で言うと、当初は平成27年度ぐらいまで、公共施設の耐震化ということで、丸山住宅等耐震性のない住宅

に対して、どうにかその年までに耐震補強なり除却なり用途廃止なりをするような方向で動いておりました。ただ、それには予算が必要なわけで、その予算を見直したときに、やはりちょうどいろいろその他のものが必要になっている、市として。なもので、今現在は平成30年までに丸山住宅をどうにかしたいという態勢で動いております。

その27年から30年に移行した中で、当初でき得れば同じ戸数を確保したいというのが、もともとは公営住宅法の法律の中であったんですけれども、このごろ緩和されてきて、必要であれば減らすこともいいよと。今、長寿命化計画つくると前段にもちょっとお話ししましたが、市として市営住宅がどれだけ必要だという裏づけがあれば、今144戸だと思ったんですがあるんですけれども、それを例えば大沢、上河内だと66戸しかないもので、その差を埋めなくてはいけないのかどうなのか。うんと前の法律だと埋めなければいけない。でも今はだんだん必要性に応じてそれもないよという話になってきています。

平成27年に丸山は潰すと言ったときに、ではどこかに、今の減らしてもいいよという気持ちは余り少なかったもので、どこかに確保しなければならない。そのときにうつぎ原といって、ごめんなさい、柳原です。南高の裏側にあった土地に市営住宅を建てかえて、丸山の人を移したり、うつぎ原といってその6丁目の上に岩下にあるんですけれども、そちらのほうへ移して、大沢、上河内とあわせて全部耐震化を図りましょうという、一度構想でいました。だけれども、柳原の住宅のときは浸水域になってしまうもので、その浸水域に住宅を建てるというのはどういうことかという問題もありまして、プラス国のほうも必要に応じた戸数というのを求められるようになって、うちのほうとしてはだんだん減らせるような状態になってきたものですから、平成30年に軌道修正した中で、今はほかの施策、大沢、上河内だけ耐震性があるものですから、生かしながら、そこに市営住宅を絞っていききたいなという裏づけをこの計画でつくっていきたいと思っています。

当然、その裏づけを出す際に、「いや、それだけではやっぱり足りないよ」という方向が出るかもしれません。そうした場合は何らかの住宅をつくるなり、ほかの民間住宅を利用するなりしないといけないと思うんですけれども、現状では方向性としてはそういうことを考えていまして、10年前から変わらないねとおっしゃるのもわかるんですけれども、一応申しわけないんですが、ある程度計画は持ってやっているつもりではございます。現状、丸山住宅は平成30年に返したいという気持ちでは行っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） はい、わかりました。

空き家対策は、特定空き家の対策、要するに危険な空き家をどういうふうにするかということが主要な事業だと、それが主要な目的であるというふうなことはわかります。しかし今現在は、もっと空き家もどんどん増えているわけですし、そのうちで調査することは必要なんですが、調査して使えそうなものに関しては、しっかりと手入れをして使っていく。そこにできたらオフィスなり、あるいは人を外から呼び込んで、そういうふうな形でやっていくということが今、市に求められているのではないかというふうに思っているんです。だからそこら辺のところ、市の人口減対策の一つの大きな柱として、そういうこともしっかりやっていただければなというふうに思って、これは要望で終わります。

○議長（森 温繁君） 3番、橋本君。

○3番（橋本智洋君） 産業振興課の4050住宅リフォーム振興助成金とありますが、これ現在その対象は何件くらいで、また現状で何件かもう申請等が来ているんでしょうか。その辺教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 住宅リフォームの関係なんですけれども、当初予算で400万いただいておりまして、それが15件で完売しております。すみません、言葉を間違えました。予算が終わっておりまして、その後その補助を受けたい人が、問い合わせが来た人に関して、幾らぐらいということで聞きながら、教えてくれる方のニーズを合計しまして、大体13件ほど予定しておりまして、それが最高30万ですので390万、400万をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（橋本智洋君） この13件を仮に終わって、その予算を消化したらまた補正を追加って、これできるんですか。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません。今この議会で予算をいただいて、10月1日ですか、それから要綱をつくって受け付けをいつにするか。それで多分工事改修完了を2月いっぱいとかになるので、これから先の補正は申しわけないですけれども、時間的に無理ということ考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（橋本智洋君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 説明資料の25ページの中ほどにございますデータヘルス計画策定業務510万円、それから保健指導等の業務委託が480万、この事業についてお尋ねをしたいと思います。

いますが、どういう内容でどのような方向で進める予定なのか。

それから、2,700万円の支払い期限の準備金の積み立てをするという計画になっておりますが、これを積み立てますと、現状幾らぐらいの積立金になって、積立金の今後の考え方というんでしょうか、そういうものをどのように検討されているのか、2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） ご質問のデータヘルス計画策定業務委託と保健指導事業策定業務委託についてご説明いたします。

データヘルス計画策定業務委託につきましては、レセプトのデータによる分析というのを行いまして、特定健診の内容のデータ分析を行おうとしております。いずれにしましても、医療費がかからない、市民の方に健康でいてもらうために、そういうデータ分析をして、健康増進につなげようというものでございます。

もう1つの保健指導業務委託につきましては、これはレセプトとか、やっぱり特定健診のデータの分析をして、受診者向けの対応計画等を作成するものでございます。これによって、やはりそういう健康増進に寄与して、医療費を下げる努力をしていきたいというものでございます。

もう1つ、積立金が今回2億7,000万の補正ということでございます。今回26年度の決算におきまして、国保会計が約3億弱の繰越金が出たと。その内容につきましては、26年度も医療給付費、その部分でかなり金額が、費用が下がっているということです。そしてもう一つは、収入のほうで、国庫のほうの交付金、特別交付金ですか、そちらのほうが予算以上に増えたということで、26年度当初予算の歳入歳出で見ますと、3億2,500万程度の繰越金が出たと。これは大変国保会計にとっては喜ばしいことかと思っております。

そして、もう一つ、この積み立てを今回2億7,000万を積み立てるとしますと、現在26年度末で1億7,000万の準備基金の積立金がございます。そうしますと、単純に行きますと4億を超える積立金になろうかと思えます。ただこれにつきましては、平成30年度の都道府県化になりまして、具体的に決まっておられませんけれども、その分でどのような形になるかということもございますもので、ある程度一定の積立金を確保しておこうかという考えがございます。

今後、こういう形で医療給付費も下がっていると。27年度現在も若干ですが下がりこう配にあるといういい傾向に向かっております。そしてもう一つ、保険税の収納率につきまして

も、県下のほうでは確かに低いんですが、今回も少し現年度分でアップして、滞納の繰り越し分も、これは税務課のほうの収納関係の努力もあったと思いますけれども、上がっていると。これはもう一つの分析といたしますと、やはり国保税の軽減、7割5割2割の軽減幅が広がったことによって、こんな言い方は不適切でしょうけれども、この伊豆半島区域の国保加入者の所得というのは、決して高いものではございません。そういう所得で、また家族が多い方がなかなかちょっと納付するのにきつかったんだけど、そういう軽減等が行われたために、支払いができるようになったということがあると思います。

そして、もう一つは、今後やはりこういう現状、事実をうちのほうも真摯に受けとめた結果、国保税に関しまして、これはまだここで断言できるものではないんですが、国保税のあり方、特に応益応能割というのがございますけれども、その分の応益部分について、平等割とか均等割と掛けておりますけれども、その部分の金額について今後どうしたらよいか、それを検討していこうかなという考えでおります。

もう一つ、あとは税務課の協力、税務課と連携をした中で、どういう部分で滞納者が多いのかというそういう分析もいたしまして、そういう所得面とか世帯構成部分なども含めまして、今後国保税のあり方についてもちょっと考えていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） ご丁寧にご説明ありがとうございます。

再度質問したいんですが、このデータヘルス計画の策定業務、あるいはこの保健指導につきましては、恐らく他町村でもやられているのではないかと思うんですけれども、これがどのような成果を上げているのかどうなのか、そこら辺のことがわかりましたらご報告をいただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） このデータヘルス計画につきましては、実際に28年と29年度の2カ年で実施するものでございます。ただ、うちのほうもなるべく早くこれに手をつけたいという考えがございます。ですから、ほかの市町もこういうデータヘルス計画は考えておるとは思いますけれども、現在実際には28、29で実施されるのかなと思っております。

いずれにしても、こういう形の中で医療費がかなり下がっていると。これを維持したい。維持というか、もっと医療費が下がれば、なおさら国保加入者、被保険者の健康に寄与できるものと思っておりますもので、皆さんが健康に対してどう向き合うか、そういう自

分の健康を自分で守るといような形、そういう部分について、市のほうとしても積極的にタイアップしていきたいと。こういう委託部分についても、大勢の人数が確かに来るわけではないんですが、そういう市民の方々に、そのきっかけづくりの意味でもこういう事業をやって、そういう医療費の削減、そしてまたその人たちの健康保持、健康増進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、今後の日程につきましては、15日から18日まで及び24日、25日は決算審査特別委員会の審査を、28日から30日までは各常任委員会の審査をお願いし、10月1日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

また、19日から23日まで、26日、27日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表会議を3時35分から第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はお集まりください。

午後 3時23分散会